

# 防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成31年2月15日(金) 13:06～16:55

開催場所 第1委員会室

出席委員 7名

粒谷 友示 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

小林 照代 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

奥山 博康 委員

出席理事者 上田 危機管理監

山田 県土マネジメント部長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 8名

## 議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

### <会議の経過>

○粒谷委員長 ただいまから、防災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の欠席は奥山委員であります。

なお、本日は、森本行政経営・ファシリティマネジメント課長、柳原地域振興部次長、桐田文化振興課長、山田地域産業課長、吉田教育長及び中西学校支援課長に出席していただいておりますので、ご了承願います。

本日、当委員会に対して、8名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

本日の委員会において、写真、テレビ撮影による取材の申し入れが参っております。委員会等に関する申し合わせ事項では、記者席以外の場所からの写真、テレビ撮影については、事前に承認を得ることになっておりますので、お諮りをいたします。

委員会の審議に支障のないよう行っていただくということで許可してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することにいたします。

それでは、案件に入ります。

2月定例県議会提出予定議案のうち、当委員会に関係する議案は、お手元に配付しています。平成31年2月定例県議会、提出予定議案一覧に記載の議案のうち、丸印をつけた議案となります。

予算議案のうち、当委員会に関係する事業については、平成31年度一般会計・特別会計予算案、平成30年度一般会計2月補正予算案の概要の抜粋版を作成して、お手元に配付していますので、ご確認ください。

なお、個々の議案の説明については、議案説明会が行われたため省略いたします。

次に、県土マネジメント部長から、奈良県土砂災害対策施設整備計画の骨子案について、報告したいとの申し出がありますので、ご説明願います。

なお、理事者の皆様方におかれましては、着席にてご説明願います。

**○山田県土マネジメント部長** ご配慮いただきましたので、着席にてご説明させていただきます。お手元のA3資料表題が、「奈良県土砂災害対策施設整備計画骨子案について」を用いてご説明させていただきます。

お伝えしたいことは3つです。1番目は、これまでの取り組み、2番目は近年の平成30年7月豪雨を含めた最近の教訓、3番目は、この整備計画策定のポイントです。

1番目の奈良県のこれまでの取り組みですけれど、基本方針が一番上に点々で囲ってあるものです。要は、選択と集中でしっかりハード施策をやっていきますと。崩落や兆候の見られる箇所、あと、いろいろと今回の災害でも言われています代替性のない避難所や要配慮者利用施設を先行的にやります。それ以外は市町村と連携してやっていきますという方針が決められていました。その後、イエロー区域、レッド区域は、この委員会でもご議論いただきましたけれども、そういう指定を順次やっていました。

2番目の近年の土砂災害による教訓に入ります。簡潔に申しますと、平成30年7月豪雨の教訓の人的被害の約9割は、土砂災害警戒区域等で起きていると。ですから、そこを

しっかりやっていくことが大事だということが大きな話です。その中で、我々、平成23年の紀伊半島大水害も教訓としていますので、それも含めて、3番目の整備計画策定のポイントがあります。この整備計画は、冒頭に申しました、基本方針である選択と集中をもっと明確にして、必要な範囲、箇所をしっかりやっていくということです。主な整備箇所ですが、2つ目の特にレッド区域内にあり、先程申し上げた要配慮者利用施設、代替性のない避難所をしっかりやっていくということです。あと、よく言われますがPDCAの見える化、継続的なマネジメントもやっていきます。その他として、ハード対策をしっかりと効率的にやるためには、土砂流出の原因究明とか砂防指定地の適切な管理も要るだろうというところですね。下段の策定スケジュールで進めさせていただきたいというご報告です。以上です。

**○粒谷委員長** 次に、委員会から提出をお願いしていました、第1回県有施設等耐震検討チーム会議等について、お手元に配付をしています。

これについて、行政経営・ファシリティマネジメント課長及び文化振興課長より説明をお願いします。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** それでは、私からは、県有施設等耐震検討チーム会議と、県有施設等耐震改修プログラム、耐震診断未実施建物抜粋を説明いたしまして、引き続き、文化振興課長から説明をさせていただきます。

まずA4縦、県有施設等耐震検討チーム会議の資料の説明です。

県有施設の耐震性の確保について、これまでも順次取り組みを進めてきましたけれども、近時、その安全性について関心が高まっていることを踏まえまして、庁内に県有施設全体の耐震対策について検討を進めるため、部局横断のチームを設置し、先週2月7日に会議を開催したものです。その内容について、資料に基づき説明します。

まず、1ページ、次第のところですがけれども、冒頭、知事の発言がありました。それについては、15ページに記載の6点の指示を知事より受けたところです。

一番上だけ紹介しますと、施設を利用する県民の安全・安心の確保を最優先に考慮しつつ、県民の利便性・快適性の向上に資するよう、耐震対策を含めた施設管理のあり方を検討すること等、以下5点です。

2ページをごらんください。耐震チームについて、対象施設を記載の表のとおり、耐震性及び、現在それをどうの方が利用されているかというカテゴリー別に5つのグループに分けて検討しようとしています。

それから、表の欄外に耐震未診断の施設についても、別途検討を進めていこうとしています。

4ページから8ページにそれぞれ施設の一覧を掲載しており、あわせて54施設を検討していこうということです。

それから、チームの構成です。総務部長をチームリーダーとして、記載のメンバーで構成したいと考えています。

第三者については後ほど説明しますので省略します。

検討項目について、個々の建物についての第三者の意見等、記載の内容について、専門的な知見をいただいた上でチームにおいて対応方針を検討したいと考えています。

次ページ、今後の進め方ですが、第1回チーム会議は2月7日に実施し、以降、記載のスケジュールで進める予定にしています。

4ページから8ページにつきましては、先ほど申し上げたグループ分けをした施設の一覧でございまして、9ページは、その施設の位置図をつけています。

次に10ページをごらんいただきたいと思います。第三者の意見聴取で、専門家の候補を掲載しています。現時点では、建築構造系で元摂南大学工学部教授の原先生、近畿大学建築学部教授の阿波野先生、地震防災系で京都大学防災研究所の牧先生にお願いしています。建築構造系については、施設数も多いことから、ほかにも、今、アドバイザーのお願いをしているところです。また、明らかになりましたら、公表等させていただきたいと存じます。

進め方については、記載のとおりです。

次の11ページ、12ページについては、後ほど文化振興課長から説明をさせていただきます。

13ページ、14ページについては、会議の際にも参考資料としてつけておりますけれども、消防庁が行っている公共施設等の耐震化推進状況調査の都道府県一覧を添付しています。これは平成28年度の資料で、13ページが全体版、14ページがそのうち防災拠点施設を抜き出したものです。

資料の説明は以上です。

続きまして、県有建築物の耐震改修プログラム、耐震診断未実施建物抜粋です。平成20年3月に作成した、所管は県有施設営繕課ですけれども、県有建築物の耐震改修プログラムの中で現時点において、耐震診断が未実施なものの一覧を掲げています。

4 ページ目ですが、平成 30 年 4 月 1 日現在において、108 施設あります。

私からの説明は以上です。

○桐田文化振興課長 文化振興課、桐田でございます。よろしく申し上げます。

先程の資料の 11 ページ、右肩に資料 4-1 と記載しております資料をごらんください。

文化会館の耐震状況に関する第三者意見の聴取の概要です。

まず、平成 22 年度に実施した、耐震診断の結果の概要を記載しています。最小値の I s 値 0.16 については、国際ホール上手側 3 階部分です。

耐震診断結果としては、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いという診断結果が出ています。

一方で、次の大きな 2 ですけども、専門家アドバイザーの主な意見として、先ほど委嘱させていただきました原先生と阿波野先生の意見をそれぞれ記載しています。

続きまして、資料の 12 ページ、資料の 4-2 ですが、美術館の耐震状況に関する第三者専門家意見聴取概要です。

1 は、先ほどと同様、平成 22 年度に実施した耐震診断の結果を旧館、新館、接続棟をそれぞれ記載しています。

2 は、専門家アドバイザーの主な意見として、同じく原先生、阿波野先生の意見を記載しております。以上です。

○粒谷委員長 それでは、提出予定議案、ただいまの説明またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○小林委員 私は、公共施設の耐震化で質問します。初めに、文化会館の耐震性能が国の基準を下回っていることが公表されましてから、予定されていた会場のキャンセルが相次ぐという状況がニュースで伝えられました。公共施設の耐震化のおくれが、このように表面化して、大変厳しい声が各地から上がってきて、緊急な対応が求められている状況ですけども、なぜ、このような事態を招くことになったのかと思っています。

それで、実はこの問題について、奈良市議会の建設企業委員会でもやりとりがありました。そのときの当局の答弁も含めて述べていきますけれども、2013 年に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修促進法では、要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断を行って、その結果を所管行政庁に報告しなければならないということになりました。もちろん、要緊急安全確認大規模建築物の中には県の文化会館、美術館等々も入っているのですけれども、この報告が、実は 2015 年末までに報告することが

義務づけられていました。このとき既に奈良県としては、2010年に耐震診断が行われていまして、県の文化会館はI s 値0.21、倒壊する危険性が高い、県立美術館もI s 値が0.39で、同じように危険だという状況になっていましたが、施設の耐震の状況についての報告は、施設が建っているところですので所管行政庁が実は奈良市なのです。それで、奈良市に報告がされたわけです。2015年12月10日に奈良市に提出された耐震診断の報告書では、着工、完了の予定時期については書いてありませんでしたが、耐震改修を行う旨を含めた報告がされています。

それで、どうしてこの報告書に基づいて耐震改修が行われなかったのでしょうか。この辺についてお尋ねしたいと思います。

**○桐田文化振興課長** なぜ耐震改修ができていなかったのかということですが、文化会館、美術館とも、開館から40年以上が経過していますので、耐震改修工事の必要性に加えまして、老朽化も著しいということから、抜本的なリニューアル工事のほうが必要と考えまして、平成27年度に文化会館、美術館及び周辺整備基本計画を策定しています。

その整備を可能とするために、両館に隣接していました消費生活センターや婦人会館を取り壊しまして、敷地の発掘調査を実施してきました。実施した中で、学術的に重要度の高い可能性がある遺構群、登大路瓦窯跡群と思われませんが、そちらが出てきましたので、現在、詳細を調査しています。

小林委員がおっしゃるように、決して耐震改修を放置したわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

**○小林委員** 老朽化が進んで、抜本的な改修が必要だったということで、そういうことを進めてこられたわけですがけれども、もう3年たっており、やはり住民の安心・安全を守るという点での認識はどうだったのかと指摘をしないわけにはいかないと思います。

これは意見で言うておきますけれども、奈良市議会では、耐震は県が適切に判断されるという答弁にとどまっていますが、それに対して、奈良市の耐震改修促進計画では、耐震改修促進法に準じた指導、助言を行うことで、建築物の耐震化を促進していきますということがありまして、それに基づいて、議員からは、単に報告を受けて公表するだけではなくて、耐震化をいつまでにやるのか、県に対して、指導、助言を行う権限と責任があるのではないかとということが奈良市議会の中でやりとりされています。そのことから、県施設への対応を求める声があったことを言うておきたいと思います。県を市が指導しなければならない状況です。こんな状況はあってはならないことではないかと思っています。

次にお尋ねしたいのは、公共施設の耐震化についてですけれども、消防庁が防災拠点となる庁舎や文教施設、社会施設などの公共施設区分別に分けて、耐震化状況を踏まえた調査結果を出していますが、平成29年度末で、平均耐震率が93.1%、奈良県は86.5%で43位です。大阪府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、京都府は、いずれも90%を超えています。数字を見ても、奈良県が非常におくれていることがわかりますし、施設別では8つの区分に消防庁はしていますけれども、警察関係施設だけは全国平均を上回っていますが、あとは全部下回っています。さらに、県と県内市町村公共施設耐震化状況は、防災拠点となる39市町村の庁舎の耐震率が平均72.7%で、全国平均の81.1%を下回ってしまっていて、災害対策本部が設置される庁舎も全国平均より耐震率は低いということで、奈良県の耐震化のおくれが、何かにつけて数字にあらわれているのですけれども、このような状況について、どのように受けとめられたのでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

**○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）** 防災拠点の耐震化が低いということについては、おっしゃるとおりです。私どもとしても、先ほど庁舎の問題もありましたが、やはり耐震化を進めることが、県民の命を守るという点で非常に重要だということがありますので、特に県庁内はもちろんのこと、市町村に対してもいろいろ耐震化を進めることをしっかり呼びかけて、公共施設の耐震化を図っていきたいと考えています。以上です。

**○小林委員** 耐震化を図っていくということでしたけれども、先ほども検討チームの報告の一部にもありましたが、県の施設で多数の皆さんが利用される建築物、その中には問題となっています文化会館もあります。先ほどのご説明でも公表されました未耐震の建築物が86施設残っています。

先ほど、54施設は改修と言われているのですけれども、そういう状況がたくさんあるわけですね。焦点になっている文化会館はもちろんのこと、対応が急がれるものばかりかと思えます。具体的な対策、予算の確保など早急な対応が必要だと思えます。一部、ご報告があったのですが、どのようにこれを進めていくのか、もう少しご答弁をお願いします。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 質問のありました施設について、どう進めていくのかということですが、未診断ということでもよろしかったですか。

**○小林委員** まだ改修をしていない施設です。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 未耐震ということですか。

○小林委員 未耐震です。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 耐震改修プログラム上、耐震改修が必要な施設は86施設あります。そのうち、今回、検討チームで対象としますのは、先ほどの資料にもつけていますけれども、教育委員会については教育委員会の所管になっていきますので、それ以外の知事部局及び地方独立行政法人を含みまして、54施設の未耐震の施設の改修を、専門家の意見も踏まえて進めていこうと、先ほど説明したとおりです。

86施設との差については、教育委員会施設等を中心として、現在使われていない施設等が入っているためです。以上です。

○小林委員 先ほども文化会館の問題でお尋ねしましたが、実際に改修を進めていくことについては、いろいろ検討されていくのですけれども、非常に時間がかかっているわけです。それで、今回は緊急対応のチームがつけられましたので、どんどん進められていくのかと思うのですけれども、いずれも非常に急がなければならないと思うのです。最終的には予算の確保が必要になってくると思うのですが、テンポ良く進めていただきますようお願いいたします。

冒頭に言いましたように、奈良県は耐震化が非常におくれている状況ですので、この点はお願ひしたいと思ひます。

最後にお聞きしたいのは、先ほど防災拠点の問題がありましたけれども、避難所の耐震化についてです。奈良高校の耐震強度が不足している問題から全般的な耐震について、公共施設の耐震化もおくれている状況も表面に出てきました。奈良高校の問題がありまして避難所の指定を奈良市が取り消したことがありましたけれども、奈良市が避難所指定していた体育館は、県の調査でも非常に耐震化がおくれている施設の部類に入っていました。これは消防庁の先ほどの数字の結果ですけれども、奈良市でも避難所になっている学校の体育館が耐震化されていないことも明らかになりました。県や市町村の公共施設で避難所として指定されている施設に危険なところはないのか、実態把握が必要だと思ひますが、把握をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 指定避難所について耐震化のできていない施設があるということです。

県有施設では、高校で耐震化が十分でないと言われる施設が1つ、廃校となった高校を指定しているものが2カ所あります。その2カ所については体育館のつり天井の部分の耐震が十分でないというところがあります。



市町村が管理している学校の施設でも2施設あります。

これらについては、我々も引き続き、市町村に対して避難所の指定を適正に行うように、いろいろな形で相談に乗ったり、代替施設を探すように話をしています。申しあげました5施設のうち1施設については、別の場所を探して、今年度内に振りかえられるということは聞いています。以上です。

○**小林委員** そうしたら、県の施設は学校で2つということですか。3つですか。それから、市町村で2つということですか。学校以外の施設は大丈夫ということでしょうか。

○**中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）** 今、把握している限りでは、これらの施設だけと考えています。

○**小林委員** 把握してる限りではと言われたので、まだ把握できていないところもあるということですか。そうだとしたら、全部把握していただきたいと思っているのですが。

○**中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）** 今、届出を受けている中で確認できているものはこれだけです。万が一確認できていないものがあればということですが。今、指定として届け出られているものを見る限りは大丈夫だと考えています。

○**小林委員** 今、わかっているところで大丈夫だということでしたが、もし、これからという部分もあるとしたら、しっかりと把握していただきたいと思います。私の質問は終わります。

○**粒谷委員長** わかりました。川田委員、ありませんか。

○**川田委員** まず、文化会館からお聞きしたいと思います。

今、るるご説明いただいたのですが、端的にわからないところから聞いていきます。発掘調査したとか、増築か何かやられるという計画を立てておられると。もともと耐震促進計画はI s値を0.6以上に持っていくと、国土交通省の告示ではなっているわけです。その状態で、人がかなり多く集まる施設と位置づけされていて、前回、知事の、記者会見だったと思うのですが、映像でしか見ていないので、その前後がわからないのですが、全壊する可能性は低いと言っています。それは、耐震促進計画の概念と合わないのではないですか、いかがですか。

○**桐田文化振興課長** 耐震改修促進法は、耐震性が弱い建物について改修に努める法律だと私は理解しています。

一方、全壊するとかしないとかという話ではなく、当然、県民の安全・安心を守るため、地震が起きたときにその被害が最小になるように取り組んでいくことは非常に大事なこと

と考えています。今回、専門家の意見を踏まえ、ご指摘いただいた箇所については、応急的な耐震改修を進めていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 我々が専門家から聞いている話とかみ合わないところがあるのですが、部分的に改修したら、I s 値は0.6以上になるのですね。

○桐田文化振興課長 応急的な耐震改修をしたとしても、0.6以上になるか現在定かではありませんが、少なくとも0.3以上を目指したいと考えています。以上です。

○川田委員 なぜ0.3なのですか。その意味が全くわかりません。国土交通省の基準はI s 値0.6以上、教育委員会は0.7以上ですけれども、0.6以上に持っていかうという基準はなぜ決まったのですか。

○桐田文化振興課長 私の知る限りは、過去の地震等々の経験を踏まえ、0.6以上と定められたと感じております。以上です。

○川田委員 そうですね。ということは、実際に起こった結果の集計ですけれども、0.6以上になれば、いわゆる中破以上の被害を受けていなかったと。0.5でも大破しているものもあるわけですよ。パーセンテージ等を見ていきましたら、0.3では中破以上の被害を100%受けているわけです。なぜ、そこが目標になるのですか。意味がわからないではないですか。0.3以上に持っていけるようにと、今ご答弁されましたね。本来だったら0.6以上でしょう。経年劣化もちろんあるわけですから、今、やってもまたやらなければいけない。そうした費用対効果等も考えたら、なぜそういう発想が出てくるのか、専門家の意見を聞いていたら全く意味がわかりません。

現状で0.16という、著しく悪い数字が公表されていますが、その対応の中で、ニュースを見る限りでは全壊しないから大丈夫だと。でも、I s 値とはバランスできているものではないですか。部分的なものだけ直せばよいとするのであれば、県教育委員会でも、今まで耐震をたくさんやってこられました。悪い部分だけ直していただければよかったです。整合性がとれていない。国の基準に従って、そのとおりやろうという県の意思決定があるわけですから、今の説明は意味不明です。その点いかがですか。

○桐田文化振興課長 先ほど小林委員にも答弁しましたが、本格的な耐震改修は、平成27年度に作成した基本計画に基づき、抜本的なリニューアルを含めて実施したいと考えています。

しかし、耐震性に関して関心が高まりつつありますので、建物の倒壊の程度などの危険度を、先ほど申し上げた専門家の二人に意見を伺ったところ、館長室や楽屋の部分は崩壊

の可能性があるということで、利用者の安全・安心を確保するために、ウイークポイントである館長室及び楽屋の主要な部分について、耐震改修を進めたいと考えています。決して、0.6以上を目指すことを諦めたわけではありません。以上です。

○川田委員 0.6以上を諦めるとか諦めないという問題ではなく、それ以上に持っていくわけでしょう。県で耐震促進計画を定められているではないですか。

もう1点、どの部分が崩れる、例えば館長室が危ないとか、専門家の意見は出てきているでしょう。前の委員会でも聞いたのですが、どのような聞き方をされて、専門家はどのような回答をされたのか。文章でやりとりをやっているはずですから、全部出してください。でないと、どの部分が大丈夫ですかと口頭で聞いたら、その部分は危ないと言われた、という回答でしょう。

行政経営・ファシリティマネジメント課から出されましたが、委員会の資料には専門家の名前も載っています。泉大津の小学校で、本来のコンクリート強度がないにもかかわらず耐震を行ったことが問題になり、大阪府からこれはだめだと指摘され、第三者委員会がつくられ、専門的な討議が行われて、結果的には廃止した。I s 値を0.7以上の数値に持っていつていますが、それは使えないということで廃止した。阿波野先生は、この件で委員長をされた方です。議事録は非常に勉強になりました。阿波野先生は、非常に優秀な先生であると思うのですが、指摘されている観点からいけば、何か1点だけで良いと言われたとは思えないのです。だから、どういった聞き方をして、どういったご回答があったのか。もし、口頭で聞いたなら、県の質問を文書にて明らかにしていただけないですか。言った、言わないではだめですから。なぜここまで言うかということ、I s 値が0.16でしょう。国の基準では最低のI s 値を使いましょうと決めているわけではないですか。どんな建物でも、中には0.7以上ある部分もあるでしょう。だけど、最低のI s 値をもって基準としましょうと。これが、今までつくられてきた基準の一つでしょう。だから、それに沿った聞き方をしていただかないと、部分的に、そこだけ補強すればいいと、耐震工事はその部分だけでいいのかという、本末転倒の話になってくるのです。その点についていかがですか。

○桐田文化振興課長 両先生とも質問を文書で交わしたことはありません。耐震診断の結果の資料を両先生にごらんいただき、それぞれのウイークポイントのご意見をいただいたところです。

部分的に直したらいいということでは決してなく、先ほど申し上げましたように、整備

基本計画に基づき、本格的な耐震改修を進めることは、当然、大事だと考えていますが、まずは応急的な対策を実施して、被害の程度を最小限にとどめたいと考えています。以上です。

○川田委員 聞き方を変えます。I s 値が0.16で、住民が集まったり、子どもたちが行事に使ったり、音楽会を開いたりしている会館は全国で幾つあるのですか。

○桐田文化振興課長 申しわけありません。全国のそのような状況までは把握していません。以上です。

○川田委員 私が調べた中ではゼロです。奈良県だけです。探し漏れもあるかもしれないので、100%と言えないかもしれませんが、国の官僚の友達の多くにも協力いただいて調べましたら、公で大きな施設の中でそういった施設はないということです。

1月に文化会館のホームページでお知らせが出ています。これを受けて、コンサート会場が変更になった、キャンセルが続出した等の報道を見ています。ホームページの中で、震度6から7に達する程度の大規模地震に対して、倒壊または崩壊する危険性が高いと判定されていますとあります。前から判定されていてわかっていたことでしょうか。なぜ1月なのですか。ばたばたしておくれましたが、私のツイッターでも12月には出していますよ。前から情報の非開示性は特に審議をさせていただきましたけれど、なぜ1月なのですか。その点をお答えいただけますか。

○桐田文化振興課長 県文化会館の耐震性能については、先ほどありましたけれども、特定行政庁である奈良市のホームページでは既にお知らせをさせていただいたところでは。

また、県のホームページにおいても、I s 値までは示していませんでしたが、文化会館の耐震性能が悪いということはお知らせをしていました。

ただ、県民に比較的すぐに見ていただくような場所ではなく、昨今、耐震性能について、県民の関心が高まってきましたので、改めまして県のホームページでお知らせをしたところでは。以上です。

○川田委員 説明の意味がわかりません。こちらが、かなり指摘もしました。委員会以外の場でも、使用を停止しないのですか等の質問もさせていただきました。正式な回答をまだいただけていませんが、ホームページで出されたということは公文書ですよ。だから、危険性が高いと判定されていることは認めているわけではないですか。「この状況を理解した上でご使用いただければと存じます」というホームページの文面はどういうことですか。危ないけれど勝手に考えて使えという意味になりますが、これはどういう意味で

すか、と多くの県民からメールや直接の連絡等がありました。きょうは、録画をごらんいただいている方も多いと思いますので、しっかりと説明いただけますか。

**○桐田文化振興課長** 先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、少なくとも耐震性に関する県民の関心が高まっている中、文化会館の現状をわかっていただきたいという思いで、ホームページへ掲載した次第です。以上です。

**○川田委員** 話の論点がずれているのですけれど。この文の内容は、だめでしょう。どこが悪いのか、大丈夫なのかわからないではないですか。基本的に、I s 値が0.16の施設をストップしてから対応を考えたらいいではないですか。教育委員会でもさんざん話をさせていただきましたけれど、責任はとれないわけでしょう。だから、奈良高校でもI s 値が悪いところは、全部ストップされているわけではないですか。方針を決められているわけでしょう。それと整合性がとれないではないですか。

この委員会で要請した知事の公有財産総合調整権を速やかに発動いただき、教育委員会に対策を上げるように要請をされています。その後、教育委員会内でいろいろな検討をされた結果、こういう方法をとりますということで予算が提出された。その中の基準が、きょうは出席されていないですけれども、法務文書課が事務局として担当になられて、中身の検討も行われた上で、よしとして予算をつけたという経緯です。整合性がとれないではないですか。教育委員会では0.3以下は全部ストップするという意思決定をしているわけですよね。片や、0.16でも部分的に補強すると。整合性が全然とれていない。法律で公有財産総合調整権についての条項が決められている法理についてお答えいただけますか。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 県と教育委員会との関係についてですので、行政経営・ファシリティマネジメント課から答弁したいと思います。

学校施設と文化会館と、公有財産総合調整権の関係からも整合性がとれていないのではないかという質問です。

学校施設について、最小I s 値が低いと言われているのは、校舎、教室が多いことがあり、教室については、生徒が日々勉強する場として利用されていると。常に生徒が利用しているという事情を鑑みて、教育委員会では、代替施設を確保した上で、最小I s 値0.3未満の施設の使用を停止するという措置をとられたと認識しています。

一方、文化会館及び美術館については、確かに最小I s 値は0.16及び0.15です。利用頻度が高く不特定多数が利用される文化会館の大ホール等については0.3未満です

けれども、先ほど桐田文化振興課長が申しあげましたように、専門家に意見を聴取した結果、倒壊する危険性がそれほど高くないことがわかったため、危険性が高い箇所をまずは応急対応、応急補強したうえで、使用を継続しようとしています。

全体としては、これらの施設を含む知事部局所管の施設について、先ほど説明しましたように、先日、チームを立ち上げ、施設ごとに専門家の意見を聴取する予定です。専門家の意見を踏まえれば、施設の部分的な箇所の最小 I s 値が低いということをもって、ほかの I s 値全体で見たときに、施設が瞬時に大きく崩壊、倒壊するとは限られないということです。当面、施設の利用は継続したいと考えています。

ただし、個別の施設ごとの意見を踏まえ対応を早急に検討していきますが、検討の結果、必要があれば、使用停止等の措置をとっていく必要もあると考えています。以上です。

○川田委員 今の説明もおかしいと思います。聞いていて意味がわからない。I s 値が悪いところが部分的にあって、ほかはそんなに大きな被害が出ないだろうという、その程度ではないですか。耐震促進法の概念では、全部 0.6 以上に持っていくのでしょうか。どうするのですか。最初に聞いてたのはそこですよ。その話が、すぼっと抜けているではないですか。先ほども小林議員から指摘がありましたが、消防庁から出ている資料を持ってきました。先ほど数値だけ言われていましたけど、例えば未耐震整備率という項目を分けて、区切っていけば、消防庁の調査結果では、措置済みが奈良県で 440 施設、措置が不必要というのが 285 施設、耐震診断必要施設が全部で 1,051 施設ある中で、残りが措置未執行と診断未執行です。この診断すらやってないのが 227 施設あり、診断未執行と措置未執行を足したら 326 になるわけです。かなりの、パーセンテージになってくるのですが、リスクのある施設の耐震診断、工事をしなければいけないけれどやっていません。まだ、危ないかどうかの診断すらやっていない。当然、昭和 56 年以前の建物ばかりでしょう。危険なのはわかっているではないですか。関西で滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県のリスクがある施設をパーセンテージで答えたら、滋賀県が 13.66% です。京都府は 13.08%、大阪府、優秀ですね、4.61%。兵庫県が 10.92%、奈良県が 31.02%、和歌山県が 12.09%。奈良県が断トツで飛び抜けているのです。偏差値換算にしましたら、奈良県の偏差値は 31.50 が平均値でしょう。完全に統計学からいったら有意差ありです。こういった実態があるにもかかわらず、部分的補強だとか、人命に対してどのようなお考えを持っておられるのですか。地震はいつ来るかわからないわけですから、あす来るかもわからないし、もう 3 年後まで来ないかもしれ

ない、それはわからないわけでしょう。

東京大学の地震の専門家の方にも聞きましたが、地震の発生の仕方だけではどう考えても、誰も予想できないということです。だから、発生するまではどんな揺れ方をするかわからないわけでしょう。右から来るのか、左から来るのか、下から来るのか、近くで来るのか遠いのか。それも全部含めて、わからないから、わからないところを議論しても仕方がないし、わからないことを専門家に聞いてもわかるわけがないですから。サイババみみたいな魔術師的な能力がある方がいるのだったら別でしょうけれど、それはないのですから。それから考えたら、今の意思決定のやり方は完全に間違っていると思うのです。これだけ悪いI s 値の建物でも全壊しないからいい、部分的被害でも例えば中破だったらいいのですか。

教育委員会は今回ずっと早い段階から、学校問題ということで、特に審議を多くさせてもらったけれども、それから何カ月もたっているではないですか。教育長も表の場に出てこられて、きついことも言ったと思うのですが、いろいろな審議をやっている中において、みんな見ておられたではないですか。

もう一回質問に戻りますけれど、知事の公有財産総合調整権の法理を教えてください。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 知事の公有財産総合調整権の法理は地方自治法に規定があります。設置者は基本的に奈良県ですので、行政委員会が施設管理はしていても、県として最終的な全体を総合調整するという観点で、総合調整権があると認識しています。以上です。

○川田委員 それは法律にそのまま書いてあります。だから、なぜ、地方自治法では総合調整権が求められているのですか。立法趣旨があるではないですか。なぜ総合調整しなければいけないのですか。行政法を基本から考えたらわかるのではないですか、いかがですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 基本的には均衡を保つためと考えています。以上です。

○川田委員 県教育委員会が見られて、県もいいよという予算つけられたということは、認められているということです。だめなものに予算をつけることはないわけですから。均衡がとれていないではないですか。文化会館に戻りますけれど、文化会館は大きいですから、全部とめなければいけないのか、部分だけでもとめなければいけないのか、そこは裁量の範囲はあるでしょう。けれど、均衡がとれていないではないですか。今は0.1のと

ころでも、そのまま使うということでしょう。今後、補修も今から検討していくということなのだから、先にとめたらいいではないですか。その周辺を全部、とめたらいいではないですか。地震でどんな揺れ方をするかわからないではないですか。何回も言いますけれど、全国で、I s 値が0.16の施設を堂々と使っている県はあるのですか。ないと思います。

話の原点に戻れば、建築安全推進課長、耐震促進計画を教えてくださいのだけれど、数値の悪いものからやっていきましょうとなっていますよね。国のガイドラインもそうとなっていますよね。国のガイドラインは私も見て知っているのですけれど、県教育委員会ではなくて文部科学省の基準でも書いていましたので、数値の悪いほうからやっていましょうということで、その辺どうですか。

○松本建築安全推進課長 耐震改修促進法、耐震促進計画には書いていないのですけれども、県有建築物の耐震改修プログラムには、耐震診断をしてI s 値の悪いものから取り組んでいこうとなっています。

○川田委員 ありがとうございます。そういうことでしょうか。

もう1点確認したいのですけれど、これは、耐震改修促進法に基づいてやっているのですよね。違う法律でやっておられるのですか。そこをお答えいただけますか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 基本的に耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画というのは、県有建築物の耐震化の将来計画や耐震診断、耐震改修の優先度を勘案して、耐震性の確保に取り組むものだと認識しています。今回、耐震検討チームにおいては、各施設の耐震性の確保に向けて、県民の利便性、安全・安心の確保に配慮しながら、専門家の意見を伺って、県有施設全体で統一的に進めていくためのプロセス、まず専門家に見ていただいて、どういうところが悪いのかを判断していただき、目指すところは要は耐震改修促進計画に沿ったものと考えています。

○川田委員 話の前後で、さっき私は、建築安全推進課長に聞いたら、悪い数値からやっていきますとなっています。けれど、悪い数値だけ残っているのが多い。だから、おかしくなっているのではないですか。これは教育委員会とも大分議論させてもらいました。耐震改修促進法に基づいてやっているのか聞いているわけです。

きょう、お母さん方も多く来られていると思うのですけれど、聞きたいのは子どもがそういったところを利用するわけです。親としてはやはり心配ではないですか。地震が、きょう来るか、あした来るかって、それを毎日真剣に考えながら生きているのは、なかなか



しんどいので、それはないと思います。けれど、この施設は危険ですということが、数値的にも公表されて明らかにされている中、そこを使うのです。学校で毎日、生活するのですよ。だから、心配しているわけではないですか。

だから、その心配を取り除くように、知事は記者会見でもおっしゃってましたけれど、取り除くのだったら、使用をストップするしかないではないですか。耐震促進改修法によってやられているわけでしょう。もう1回だけ聞きます。その耐震促進改修法によって、今も対策はやっているということ、その概念でやっているということですよ。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 法律に基づいて耐震改修を進めるべき施設については進めていくということは、そのとおりです。

**○川田委員** 今、答弁残りでしたね。だったら、耐震促進改修法というのは何を対象にした措置をしようとしているのですか。法律は、何を対象にしているわけですか。大地震を前提として、措置をとりましょうという規定でしょう。部分的にそこだけ直したら、大地震の前提と違うではないですか。意思決定のやり方が根本的に間違っているのではないですか。耐震促進改修法の概念でやっているとおっしゃいましたよね。それなら耐震促進改修法のとおり、0.6以上に持っていかなければいけないなら、そういったやり方を考えないとだめではないですか。時間、財源の問題も当然あります。意思決定するにはいろいろな問題もあるでしょう。けれど、住民の生命、身体保護というのは一番上にあるわけだから、数値の悪いところを、まずはストップして、それから考えるのだったらわかる。でも、それは使いながら考えると。文化会館での卒業式や音楽会とかいろいろ心配されている声が、たくさん届いています。こうやって根本的に詰めていくと、論理がおかしいと思うのです。そこをもう抜本的にやり直していただきたいです。完璧とは言いませんけれど、県教育委員会はちゃんと意思決定されてきたわけですから、同じようにやってください。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 先ほど来の答弁の繰り返しになるかもわかりませんが、今回、文化会館と美術館において、専門家の意見を聴取したときに、確かに部分的なI s値は低かったのですけれども、危険な箇所はありますが、施設全体としては直ちに大きく倒壊する可能性は低いという意見を伺いました。このことを受けて、ほかの施設においても個別に施設所管課の意見を聴取することにします。その上で、部分的にI s値が低い場合でもどうなるかはわからないので、個別に意見を聞いた上で、施設ごとの対応方針を早急に検討していきたいと考えています。

専門家の意見を聞いた上で、もしかしたらそれは即刻使用停止にするべきだというお答

えもあるかも知れませんが、その可能性も含めて検討したいと考えています。以上です。

○川田委員 専門家は技術的な助言はできます。けれど、ストップしていいかとかだめだとか、それは専門家が決めるわけではない。聞かれるほうが酷でしょう。大学の先生にこの数値で使用ストップしたほうがいいですかと聞いても、それは行政で決めてもらうことですとなるのではないですか。この法律の解釈、逐条はどうですかと、よく国に電話をしていますけれど、最終的にいつも言われるのは、地方公共団体が決定することです。だから、専門家という言葉は、あまり使わないでいただきたい。参考資料としてついている部分は構わないかもしれないけれど、その先生が、全部責任をとれるわけではない。予算執行、税の徴収は行政がやっているわけですよね。民間だったら、自分で出資していろいろなことやればいいかもしれないけれど、公共に必要なものは、みんなでお金を出し合って、そのお金を有効的に使って、地方自治法には最小の費用で最大の効果を出すと条文にも書かれてあるわけです。意思決定は、憲法に書かれていますが、みずからのことはみずからの判断で責任を持って決めましょうというのが、地方自治の本旨の意味ではないですか。だから、専門家、専門家と言うのはおかしいです。先ほど、どういう質問を行って、どのような回答が出たのかを提出してくださいと言ったのはそこなのですよ。

改めて言います、もう一回、取り直してください。これだけ専門家の言葉を乱発されているわけですから、ここまで使われていたら、当然、全部出すのは当たり前です。意見を聞いてきた中で、そういう意見もありました程度だったらわかりますけれど、何もその方が決定することでもないし、それだったら、附属機関をつくったらどうですか。義務と制限を規定するのは条例でしょう。地方自治法第14条はそうなっています。聞きますけれど、検討チームには、何の法的根拠がありますか。要綱もないと言っていましたが、これは、一体何ですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 県有施設等耐震検討チームの位置づけです。県有施設の耐震性の確保については、各施設所管課にて従前より対応をしているところですが、文化会館をはじめ、その安全性について関心性が高まっていることを踏まえまして、最終的な管理責任は各施設所管課が行うものの、有識者の意見聴取を一律かつ効率的に行ったり、情報の一元化、共有化を図り、統一性を持って検討を進めるという観点で部局横断的に、チームを立ち上げたものです。このようなチームの位置づけを踏まえまして要綱等は作成していないということです。以上です。

○川田委員 法的に言ったらおかしいです。何かチームをつくるのだったら、位置づけしないといけないではないですか。これはどうですか。専門家の意見を聞くとか言っているけれど、専門家の意見はどこの担当部署でも別に聞けるではないですか。だから、ごまかしにしか見えないのです。皆さんに教えるときによく使ってましたけれど、名前が一致していたら申しわけないですけど、つよし君という名前の子どもがいました。ではその子は本当に強いのですかという話です。検討チームという名前をつくりました。本当に速やかに進むのですかという話です。だけれど、専門家が、専門家が、専門家がでしょう。今まで、何をやってたのですか。法定計画の耐震促進計画に基づいてやっていたわけでしょう。何もやっていなかった、放ったらかしていたから、今、問題になっている、社会問題にもなってきた。チームをつくったことと何の関係があるのですか。今までは職務怠慢であったということですか。とっくに結果が出ているはずではないですか。今さら何を言っているのだという話です。

この話を教育長と最初にしたのが8月ぐらいだったと記憶しているのですが、あれから約半年ぐらいたっている。何をやってたのですか。森本行政経営・ファシリティマネジメント課長は、事務局をやっているだけなので、ほかの対象施設もいっぱいありますから、その点を明らかにしていただかないと。何もごまかすために専門家という名前を利用するためにやってもらうのではなくて、数学的に言って、いわゆる方程式さえ完成すれば、答えが出るという問題だったらいいかもしれない。だけれど、そういう問題ではない。明らかに前から悪いとわかっているし、法律的にも大地震が前提で、震度6強から7、それ以上のものが来たときにどうしようということで、最低でも人命だけは守らなければいけない。I s 値0.6以上には持っていかなければいけないというのが法律の趣旨でしょう。

だけれど、さっきから言っていることがめちゃくちゃではないですか。部分的に大丈夫だと専門家が言っていると。何かあったら、その専門家は責任をとれないわけですから、行政として答弁に使うのは不適切だと思います。専門家に聞いたらいいとすれば、もっとたくさんの専門家に聞いてください。有意差95.5%以上になるようにやってください。1名、2名に聞いても、どんな地震が来るのかなぜわかるわけですか。

だから、最低でも人命だけは守りましょう。0.6以上に持っていこうとするのが法律の趣旨なのに、そこが抜けてしまっている。それは徹底してやってください。総務警察委員会までにきっちりとした方針を出しておいてください。もう時間がありませんので、こ

んなものは速やかにとめるならとめるで、いろいろな施設の各担当に振ったらいいではないですか。自分で決めさせたらいいわけではないですか、専門家がいいからと言っても、もし何かあったらどうするのですか。

やるのであれば、条例で附属機関をつくって、答申を上げてもらってください。附属機関、審議会は条例で設置され、法的効果を持っている会議です。だから、責任もあるわけです。そこで、議論、審査いただいて、検討結果を答申してもらおうわけでしょう。この答申を受けて、そのとおりにしましょうとするのがいつものやり方ではないですか。今回は、それと関係ないやり方になっています。所管部局、担当は、事務文掌が条例で決まっているわけですから、それでやっていただいたらいい。きっと、ちゃんとやっているところもあるでしょう。人命にかかっていることなので、そこがどうにも腑に落ちないのです。

だから、桐田文化振興課長、きょうはもう途中で退席されないといけないと聞いているのですが、総務警察委員会がありますので、きっちりした論理立てをしてきてください。

ホームページは少し変えてください。きょうの朝、まだ出ていたの。危険性をご理解した上でご利用してください、これは行政のやることではないと思います。近々に方針を出すからそれまで使わないでください、ぐらい出したらどうですか。ほかの施設を探したりとかもしないといけない。森山直太朗さんはすごいなと思いました。何も宣伝しているわけではないですけど、この一報を受けて、その翌日か当日に会場の変更をすぐさま決められました。その理由にも、万が一何かあったらだめだから、人命を一番に尊重されているではないですか。それを行政が逆のことをやるというのは、絶対よろしくないと思います。文化会館に関しては、これで結構ですけど、次までには必ずきちっとしたものを、山下地域振興部長に答弁いただけるようにお伝えください。

委員長、このまま行っていいですか。

○粒谷委員長 どうぞ。

○川田委員 耐震促進改修法で、防災拠点に指定されているものと資料に書いていました。細かく全部見たわけではないですが何か書かれています。平成25年に耐震促進改修法が改正された後、防災拠点に指定されているところのI s値が低いというのは問題があると思うのですがいかがですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 今回、立ち上げました県有施設等耐震検討チームにおきまして、検討の対象にもしておりますけれども、防災拠点については、川田委員お述べのとおり、0.6あればいいというものではございません。最終的には基

準を上回るように耐震改修を進めていくべきものと考えていますが、まずは本格的な耐震改修を行うまでの間の安全確保等について進めていくのが、このチームの動きです。以上です。

**○川田委員** だけれど、防災拠点に指定しているわけではないですか。優先順位から言ったら、先にしないといけないものではないのですか。後回しにしてよかったものなのか。数値が悪い分やらやっていくのは、先ほど答弁をいただきましたけれど。奈良市でも問題になっていましたが、奈良市の議会棟はI s値が0.02とか。その議会に出席していて最悪の事態になったら、市長に事故があった場合の代理者の指定順位15番目ぐらいまで意思決定する人間がいなくなるのではないかということが、議会で議論されていました。防災拠点にならなければならないところを安全な建物に指定がえはできないのですか。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 今、お渡ししています資料で防災拠点は網かけにしている部分ですが、確かに現時点においては、耐震の基準は満たしていないわけですが、現時点における将来的対応ということで、未定の部分もございますけれども、多くは現在進めている途中のものです。以上です。

**○川田委員** だから、完成するまでの間、指定がえできないのですかとお聞きしているのです。防災拠点を変えたらいいのではないですか。

**○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 防災拠点の指定につきましては、当課では知識を持ち合わせていません。申しわけございません。

**○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）** ここで言う防災拠点は、消防庁の調査の部分ですので、例えば社会福祉施設であるとか文教施設等も入っており、分類として避難所とは違います。例えば、庁舎などはより高い耐震性が必要とされておりますので、ここでの分類と耐震性がより高いものとの区分が必ずしも一致しないと考えています。

**○川田委員** その拠点というのは震災時にはそこで動かなければならないということではないのですか。けれど、数値を見たらぼろぼろです。だから、完成させられるのだったらいいのですけれども、それまでの間、拠点を変えることはできないのですかという意味の質問です。

**○川田委員** 中西知事公室次長も総務委員会ご出席いただけますよね、それまでに、調べていただきたいと思います。

もう一点行きますけれど、改正された耐震改修促進法では、所管行政庁へ建物の耐震診

断結果を、平成27年12月31日までに報告をしなければいけないのですが、この報告はもう全部行われたという解釈でよろしいですか。

○粒谷委員長 誰が答弁する。

○川田委員 担当がいらないのですか。また、調べておいてください。これは建築安全推進課長にお願いしておきます、いいですか。

○粒谷委員長 松本建築安全推進課長、答弁できますか。

○松本建築安全推進課長 少し修正ですけれども、先ほど川田委員から、I s 値の低い建物から改修していくということで間違いはないですかと確認されたのですが、先ほど、私は、県有建築物の耐震改修プログラムに書いてあるという発言をしたのですが、そうではなくて、奈良県学校施設の耐震化ガイドラインに0.3未満については、I s 値の低いものから改修されていくと書いてあって、県有建築物のプログラムについてはそれは書かれていないということです。

○川田委員 聞いてた質問と、今、全然違う答弁ですね。

○松本建築安全推進課長 先ほどの話です。

○川田委員 いやいや、国土交通省でそういう方針を示されているでしょうと聞いていたのです。法律ですから、国の所管ではないですか。耐震改修促進法は全部読んだから、そこには書いていなかったと思うのですが、県教育委員会のガイドラインには書いていた。もともと、言い方は汚いですけど、国でつくったもののパクリですから、それをそのままやっていると。しっかりした書き方ですからね。

聞き方を変えますけれど、庁舎の資料が出てきたので読みますが、「都道府県が耐震改修促進計画において記載する庁舎、避難所等の地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物、これを防災拠点建築物の対象になります」と書いてあるのですよ。これは定義だと思うのです。そういう観点でI s 値が悪いところ、地震が来たときにそういった施設にならないといけないという定義だと思いますので、そこはまた調べておいていただきたいと思います。

○粒谷委員長 総務警察委員会でもまた答弁してもらったらいいでしょう。

○川田委員 でもいいし、それまでにもし資料があれば。

それと、法律というのは、しなければならないという義務規定と、できるものという努力規定に立法上使い分けて組んでいくわけですね。努力規定の中においても、ただ努力をしてください、であればやっても違法ではないけれども、何年後かには義務的な規

定を入れていきますよ、だから、それまでの間に努力をしてくださいよということで、耐震改修促進法は改正されている。義務づけも出てきている。その点について県庁としての努力義務に対しての見解を教えてください。

○粒谷委員長 質問のターゲットがわからないから、もう一回質問をしてくれませんか。

○川田委員 耐震改修促進計画でやっているから、耐震改修促進法がかかっている。努力規定がありますが、罰則は当然ないです。だけれど、いつまでにこれをやってくださいということで、県の意思決定をもちろんやっているわけです。計画も立てているわけですから。だけれど、努力義務というのは2種類あって、単なる法令で画一的に絞ることができないから、そういった抑止的な意味も入れた努力規定ももちろん立法上あります。来年から急に変わると、計画期間的な意味でできない可能性が高いものもいっぱいあります。世の中が急激に変わりますと、混乱を起こす可能性もあるので、計画期間的に3年、5年とかけて変えていくケースもあるわけです。耐震改修促進法の場合、法律を読んでいきましたら、例えば中学校とか小学校には報告の義務づけはされているけれど、高校は義務づけはないという、こういう努力規定になっています。だから、そういったものをいろいろ含めていった中で、最終的には改定もされてきているので、やっていかなければいけないほうの努力規定の解釈だと思うのです。その観点は大事なところなので、県の見解を聞きたいということです。わかりませんでやっているはずは絶対ないと思います。

○粒谷委員長 吉田教育長、学校の建物の耐震改修促進法の対応についてご答弁できますか。

○川田委員 それは無理です。

○粒谷委員長 そしたら、誰ができます。

○川田委員 県教育委員会には聞いていません。

○粒谷委員長 中西知事公室次長、今の耐震改修促進法の努力義務について答弁できますか。

○川田委員 時間がもったいないのもういいです。いつも思うのですが、法律には趣旨があるではないですか。書いていなかったからやらなくていい、書いているから、罰則があるからやる、これは公序良俗的によろしくないと思います。やはり今回の耐震の問題に関しては、人の生命を守ろうという原理、原則のことですよ。阪神・淡路大震災のときには皆さん多くの悲しみと、多くの教訓を持って、その同じ年に耐震改修促進法ができたわけでしょう。その後、いろいろ改正も積み重ねられて、現在に至っているというのが現状

です。だけれど、法律の趣旨もわからずに、努力規定と書いているからやらなくてもいいということはない。努力規定であっても、計画を立ててやっているわけだから県でやりましょうという意思決定も崩してほしくない。何回も言いますけれど、今から対策チームつくって考えるのではなくて、今までやっていなければいけなかった話です。なぜ話をすりかえるのかということです。だから、もしそれがあつたらあるで、やっていなかったと、我々の怠慢だと、まず、その謝罪から始まる場所ではないのですか。今回、多くの方にご迷惑をかけていると思うのです。

競輪場の担当はどちらですか。競輪場も、今回、出された資料ではかなり数値が悪いです。人の出入りがどういうものなのか概要で結構ですから、ご説明いただけますか。

○山田地域産業課長 人の出入りというお話です。

まず、耐震診断の結果の概要を申し上げます。4つの施設がございます。中央スタンドですけれども、3階で強度が不足している状況です。東サイドスタンドにつきましても、3階で強度が不足しておりまして、1階で縦方向の強度が不足しているということです。第1投票所につきましても、3階が縦方向の強度不足、それから1、2階が強度不足と、第1払戻所が強度不足ということです。

人の出入りということですがけれども、これまで、競輪場の経営につきましても、来場者の減少等がありまして、現在使っていない施設もあります。コストダウンのためにお客さんを一ところに寄せて使っているということで、現在、お客さんが入っていただくスタンドにつきましても、実際のところは3階まであまり上がっていただいていないという状況です。人の出入りとしては以上です。

○川田委員 少し説明が不適切だと思うのですが、I s 値の低い3階も使っておられるのでしょうか。ただ、客が少ないから上がっておられないという説明に聞こえたのですが、それで結構なのですか。

○山田地域産業課長 失礼いたしました。現状として、3階まであまり上がっていただいていないという状況です。

競輪場として、どのようにしているかということなのですが、当然ながら、いろいろな災害をはじめ、事故、事件に備えまして、警備計画をつくっております。その中で、日ごろ訓練をしていただいています。それから、今回、こういうお話が出て……。

○川田委員 聞いていることに対してだけ教えてください。

○山田地域産業課長 失礼いたしました。今回、入っていただかないように、区域を制限



しています。以上です。

○川田委員 3階があるでしょう。私も写真でしか見ていないのですが、非常に危ないです。これこそ、真っ先にストップしないとだめなのではないですか。I s 値0.03でしょう。奈良高校の体育館よりまだ低いですよ。ほかにも競輪場は悪いところがたくさんあります。人が少なくなったといっても、あれだけの人が行っておられるわけですから、これはストップしなければいけないのではないですか。だから、早急に決めてくださいよ、次の総務警察委員会までには答弁できるように。でないと、こんなもので何カ月も何カ月もまたかかるわけですか。まず方針を決めて、とめて、あとどうするかはまだ検討が要ると思いますけれど、それをやっていただかないと、これだけの件数があるわけでしょう。

そして、耐震診断をまだやっていない建物のリストも出してほしいということで、きのう電話を入れさせていただいて、さっき出していただいたのですが、かなりの件数があります。108番まであるのですね。この中で使っていない施設も幾つかは含まれるだろうという、回答はいただいていたのですが、いつまでに診断されるのですか。民間にはもう診断義務づけとかもやっているわけでしょう。義務づけというか、公共的なもので使われているものに対してはやっているわけではないのですか。森本行政経営・ファシリティマネジメント課長は全てが担当ではないから、返事しにくいだろうけれど、早く診断をやってくださいよ。でないと、どれが悪いのか、悪くないのかがわからないでしょう。見ていたら昭和52年、49年、47年、42年とか古い建物ばかり、50年近くたっている建物ばかりではないですか。まだ放置していくのですか。今、県の姿勢が問われているのです。前にもありましたけれど、図書館か何かのI s 値が0.3近くで公表になって、大騒ぎになって1週間後に使用を停止された市もありました。使われている方は住民なのですから、ストップしたら、そこに入れないわけですから、それで安全ではないですか。まずそこからスタートしないといけないと思うのですが、いかがですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 まず、耐震未診断の施設についていかにして進めるのかにつきましては、108施設のうち廃止している施設もありますので、個々の施設の状況を改めて確認して、実施について検討してまいりたい。ただ、時期については、現時点においてはきちっとお答えできる状況にはございません。

○川田委員 いや、担当所管課に提出させたらいいではないですか。森本行政経営・ファシリティマネジメント課長が全部やるわけではないのだから。中身をわかっているはずですから。期限を区切って書類を提出させて、それをまとめたらいいだけです。人件費から

考えてもなぜこういったことをやるのに何カ月もかかるのか。どれだけの人件費をかけて、どれだけ高いコストの調査をやっているのですか。民間だったら、数日間でやってしまう話だと思います。まして人命がかかっているのだから、早急にやってください。

予算規模も聞きたいのですが、全部の施設を耐震促進法に基づく0.6以上、学校では0.7以上に持っていこうと思えば、総額でどれぐらい要るのですか。きょうの新聞でしたか、ちょっと拝見したら、耐震関係47億円と書いてましたけど。47億円で足りるわけがない。今まで放置していたから、今、津波のようにそのツケが来ているわけです。悪いものばかり残した結果、早急に対応をやらなければいけないし、危険もあるし、住民に使ってもらわないといけない建物もあるし、いろいろなもの、様々な理由がありますが、それを全部固めてやっていかなければいけないほどの状況になっているのが現状であって、莫大なお金が要ると思います。でも、お金がないから、また住民にギャンブルをせよ、地震が来るかどうかをかけていただいて、ああ、きょうは助かったと、ロシアルーレットをやっているのですから。だから総額を計算して出してください。ぴったりまでは詳細設計をしないと出ないから、概算で結構です。財政審議をやらなくて、こんなものはできない。今、財政が苦しいといっても基金がめちゃくちゃあるではないですか。全部の費用を出してください。やってなかったツケでしょう。責任も大きいと思いますよ。こんな財政運営は普通しないでしょう。財政課が今まで金の出し渋りをしてきたという意見も聞きますけれど、財政課に聞いたら、人命にかかわるものを、けちったりしないですよと言っています。全部で幾らかかるか、概算を出してください。耐震の診断料もお金が必要でしょう。実施設計費用、施工費用、それらを足したら大体出てくるのではないですか。至急出してください。

総務警察委員会までまだまだ時間があるので、表をつくって、大体どれがどれぐらい要るのか、上に未確定か何か入れていただいたらいいのではないかと。行政文書だから確定したように書けないとは思いますが、そういう形で文書を出していただきたいのですが、いかがですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 検討させていただきたいと思います。

○川田委員 いやいや、検討ではなくて、委員会で説明を求めているわけだから、答えをいただかないといけない。通告しているのと一緒でしょう。何の検討が必要なのですか。急に聞いて、今、資料がない、まだ何もできてない、わからない。それはわかります。でも今の答弁はないのではないですか。検討ではない、私は幾らですかということを知りたい

るのです。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 資料をお出しできるかについて検討し、ご相談させていただきたいと思います。

○川田委員 では、金額を出してくれる。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 どの辺まで出せるかということも含めまして検討して、ご相談いたします。

○川田委員 よろしくお願ひします。出してください。県民の皆さんも注目されています。ツケが回ってきてどれだけのお金がということはかなり大きな問題だと思います。4月に選挙があつて、また新しいものが始まっていくわけです。いろいろな箱物などをつくっていく中、命に係る危険な施設もたくさんある。県は、何も投資ができなくなってしまうのではないですか。このツケは相当大きいと思います。だから、総務警察委員会までをお願いをしておきます。

○粒谷委員長 川田委員、若干休憩をとりたいと思います。それと、柳原地域振興部次長と桐田文化振興課長は予定があるのでここで退席されますので、ご理解ください。

3時10分まで休憩させていただきます。

14:56分 休憩

15:15分 再開

○粒谷委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

なお、柳原地域振興部次長と桐田文化振興課長は所用のため退席されました。

それでは、川田委員から質問をどうぞ。

○川田委員 休憩後もよろしくお願ひします。

端的にお聞きしたいのですが、部分的補強をやったとして法的基準に見合う耐震措置ができたと言えるのですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 まずは文化会館や美術館の部分的補強の件ですけれども、部分的補強を行ったからといって法的基準をクリアするわけではないです。将来的に改修等を計画するまでの間、暫定的に安全性の確保のために応急的対応をすると聞いています。以上です。

○川田委員 公的基準には見合わないということですね。それを使われるということですからわかりました。

それと、奈良県立医科大学附属病院ですけれども、以前質問した後、何の報告も受けて

いないので、どうなっているかわからないのですが、これは完全にコンクリート強度がだめですよね。I s 値も 0.26、0.16、0.23 とものすごく悪いですよね。前から言っていますが、これは即ストップしないとイケない水準です。大学を移転するという話は関係ない。ここで働いている方もいらっしゃるし、一般の患者さんにもいらっしゃる。早急に結論を出していかなければいけない。まして病院というのは、防災拠点か何かに指定されていて、そういった状況のときに非常に重要な大切な場所になるのではないですか。これについて奈良県の見解をお示してください。

**○西野病院マネジメント課長** 病院につきましてお尋ねをいただきました。

奈良県立医科大学附属病院あるいは西和医療センターにつきましては、耐震性能の不足する建物が一部あるということがございます。ただ、両病院につきましては、高度医療などの拠点として大切な診療機能を維持する必要があると考えていまして、停止せずに維持していき、できるだけ早期に耐震化を進めていく方針で取り組んでいます。このことにつきましては、11月定例会で知事から答弁したとおりです。

こういった大きな方向性から、まず、奈良県立医科大学附属病院ではこれまで順次建てかえの整備を進めています。建てかえ整備の中で、まずは残りの耐震性能の不足する建物につきましても、早期に改善できるように移転整備の着実な進捗に努めていくことが必要と考えています。また、整備順序の見直しなどの検討も進められているところです。移転整備の完了までの間の対応として、奈良県立医科大学におきまして仮設の建物についても現在、検討をしていただいています。

西和医療センターにつきましては、移転も含めた検討を進めていて、来年度からスタートする奈良県立病院機構の中期目標あるいは中期計画において、西和医療センターの移転も含めた検討を進めていくということを取組項目として位置づけ、取り組んでいこうと考えています。また、来年度の予算案におきましても、西和医療センターの将来的な姿をシミュレーションして、比較検討する事業を新規事業として盛り込み、再編整備に向けた検討を加速させたいと考えております。

こうした検討と並行して、先ほど答弁の中にもありましたけれども、耐震検討チームを通じて専門家の意見聴取を行うという前提に先立ちまして、奈良県立医科大学附属病院と西和医療センターにおきましては、耐震診断をした事業者に対して再度、詳しく診断の内容を確認しているところで、その結果を踏まえて早急に専門家への意見聴取を行う予定です。今後の両法人の、両病院の耐震の対応策については、耐震検討チームの中で示された

対応方針に沿い、奈良県立医科大学なり奈良県立病院機構と協議しながら決定する予定です。以上です。

○川田委員 答えからいうと、決まるまではそのまま使われるということです。職員を含めて、住民はここを使っているわけではないですか。それは、ギャンブルしていただくという解釈でよろしいのですか。

○西野病院マネジメント課長 その言い方はさておき、診療機能を停止せずに確保しながら、できるだけ耐震化を進めていく方針でございます。以上でございます。

○川田委員 県立医科大学附属病院に関しては、今、耐震性能がないので高度医療の施設ではないでしょう。答弁と整合性が合っていない。前々から県教育委員会とはしょっちゅうやっている問題ですけれど、ここはコンクリート強度がめちゃくちゃ悪い。先ほど専門家の意見とおっしゃいますけれど、阿波野先生は泉大津の件で委員長だった方です。コンクリート強度が悪かったら、もうどうにもいかんと、議事録に出ています。やはり人命を、どうするかという話をしている。医局棟や管理棟は高度医療と関係ないではないですか。私は現地も見てきました。だから、今の答弁は、整合性が合っていないし、この数値からいったら、これからどうしていかんかを検討するような状態ではないです。まして病院ですから、多くの方が来られるところです。まず、閉鎖して、かわりの施設が要るのだったら仮設を建てたらいい。建てかえとかいうのは何年もかかるわけですから。住民には、あまり言われないように使ったらいい、そういうふうにはしか聞こえない。この点、いかがですか。

○西野病院マネジメント課長 繰り返して恐縮ですけれども、現在、耐震性能の不足する建物につきましても、病院全体として有機的に機能している関係で、そこを即使用停止するということは診療機能の維持に影響がでることから、診療機能を維持しつつ早期に耐震化を進める方針でまいりたいと思います。速やかに事業者へ改めての診断内容を確認し、専門家の意見を聞いて、どのような対策が可能か早急に検討していく考えです。以上です。

○川田委員 いや、専門家はいいのです。コンクリート強度がここまで低かったら、国の基準ではもう耐震補強すらしたらだめになっているわけでしょう。だから教育長は、とめられたのです。奈良判定みたいな奈良だけ独特の判定でやられるわけですか。防災・県土強靱化対策特別委員会に西野病院マネジメント課長が出席するのはきょうだけですよね。だから、資料を出してください。具体的にどのような高度医療に影響がでるのですか。答弁で高度医療とおっしゃいました。言葉だけではなくて、全部、公文書で資料を出してく

ださい。

もう1点、現状を奈良県全部の入院患者に公表されたのですか。文化会館の言い方には問題があったと思いますけれど、一応ホームページにも公開されています。

**○西野病院マネジメント課長** 西和医療センターについては、耐震関係の行政庁は県です。奈良県立医科大学附属病院については、橿原市が行政庁です。耐震診断の結果については、それぞれのホームページで既に公表しています。

**○川田委員** 病院マネジメント課が担当ではないのでしょうか、県民だよりの1面でも上げてください。独立行政法人のホームページを見に行く人は、ほとんどいないです。1ページ目に出てくるのだったらすぐわかるのかもしれないですが、深く入っていかないと出てこないのでしょうか。一般家庭では見れないのと一緒ではないですか。人命がかかって危険性のあるものです。お金は県民の税金から出ているのでしょうか。担当は向こうですからうちは知らないですではないでしょうか。それこそ公有財産の総合調整権ではないですか。だったら、県のホームページに至急上げてください。1日、2日あったら出せるわけでしょう。皆さんが今求めているのは情報です。だから、文化会館でもああいう情報があったからキャンセルがいっぱい出たわけです。知らなかったら、そのまま使っていたではないですか。あなたたちの都合はどうでもいいのです。住民から少しおかしいのではないのといろいろな声を聞くわけです。病院もこんな数値になっているのに、なぜ県は積極的に公表しないのかと。これは誰もが思う言葉ではないですか。なぜそれをやられないのかをお答えください。

**○西野病院マネジメント課長** お答えをさせていただいたとおり、耐震診断の結果につきましては、既に県と橿原市のホームページで公表されております。お尋ねの部分につきまして、両法人と協議しながら、どういった形でできるかどうかについて検討をしたいと考えています。

**○川田委員** 県の紙版のものに書いてください。ホームページも深く入らないと見られないのでは誰もわからないでしょう。

**○西野病院マネジメント課長** 紙版といいますと、広報誌ということでしょうか。

病院そのものは奈良県立病院機構、奈良県立医科大学ということもありますし、広報誌の掲載も含めましてどういった形でというところは検討させていただきたいと考えます。

**○川田委員** いつも検討検討とおっしゃいますが、まだ時間がある問題だったら、検討をされた結果、進捗状況はどうなってますかと確認もできます。前回の委員会から約1カ月

以上たっているわけでしょう。まだ何も公表されていないし、県有施設営繕課のホームページに細かい、判定数値は出ているけれど、絶対、県民の方は見ない。あそこまで行けない、探さないですよ。だから、もっとわかりやすくやるのは、当たり前の話だと思うのです。リスクコミュニケーションではないですか。

西野病院マネジメント課長は直接関係ないかもしれませんが、県の広報誌まで税金を使って、皆さんに県の情報をお届けさせていただいているわけではないですか。どここの箱物をつくりますとか、そんな情報ばかりではなく、自分たちの身の回りのものとか本当に必要な情報を書いていただくのが本来の姿ではないのですか。やる前に宣伝されるのだったらわかるけれど、こんな行事をやりましたと終わった結果ばかりではないですか。テレビ局もきょう来られていますし、耐震問題が大きな問題になっているわけで、社会問題になっている。そういった関心事のあることを、広報誌でどかんと載せていくというのは当たり前の話だと思います。ここ2～3日で検討してください。広報に関しては総務警察委員会でも議論できるので、それまでに西野病院マネジメント課長、返事ください。

もう一度言っておきますけれど、専門家に相談して法的基準が変わるわけでもないのです。数値として診断結果が出ているわけで、コンクリート強度13.5ニュートンパー以下になっているわけです。解体及び撤去の水準ではないですか。そこを平気で使おうとしてるという姿勢、県の見解をはっきり示してください。県民に聞かれて、奈良県はこういうところなのだなという判断をするのか、手違いはあったかもしれないけれど、すぐさまストップされたよねと判断をするのか、大きな違いがあると思います。まして病院ですから、緊急的なもの、救急指定にも入っていると思いますので、いかがですか。

**○西野病院マネジメント課長** Is値の公表数値ですけれども、最初のIs値が公表されております。0.3未満という数字ですが、当該施設の中で最も値の低い箇所のIs値ということです。そういったことを踏まえて、詳細にどんな建物の状況かを実際に耐震診断した事業者に改めて確認をさせていただいて、今後どうすべきか早急に検討したいと考えています。

**○川田委員** 聞いていることと違うことを今答えられているんですけど、聞いていることに答えていただけますか。

**○西野病院マネジメント課長** 繰り返しですけれども、病院としましたら、診療の機能を維持しながら早急に移転の整備等を進めるという方向性で、さまざまな検討を進めていくということでございます。以上です。

○川田委員 聞いていることに答えてください。

○粒谷委員長 もう1回、言ってあげて。

○川田委員 ホームページは奥深く入っていかないとわからないし、I s 値が0.3以下といったら、これぐらいの地震が来たら、こんな状態になると解説があればわかりますけど、一般の方は、数値を見てもなかなかわからないです。行政サービスだからそれを至急やってくださいということをまず1点聞きます。

○西野病院マネジメント課長 失礼しました。皆さんにお知らせするという部分につきましては、関係する両法人と協議しながら至急その方向性を決定したいと考えています。以上です。

○川田委員 公表するのに、なぜ病院と相談しなければならないのですか。私が先日もらったI s 値とかコンクリート強度を書いた病院の資料は行政文書でしょう。開示もされているわけでしょう。断りなくホームページに載せても、何ら法的問題がないではないですか。開示する前の書類は情報公開条例で、相手方の同意も必要な部分もあります。だけれど、もう開示されている文書ではないですか、何の問題があるのですか。そういう答弁をされるから、隠されている、オープンに情報をしたくないと受け取られる。今言っていることは法的におかしいです。なぜ相手の了解が要るのですか。法的根拠をお答えください。

○西野病院マネジメント課長 建物、設備、施設そのものは両法人の所有ですので、所有関係ということから、所有する両法人と協議をしないといけないという意味でお答えをさせていただきました。

○川田委員 法的根拠をお答えください。

○西野病院マネジメント課長 繰り返しになりますけれども、所有者が両法人ですので、法人にも了解をいただかないといけないという意味です。

○川田委員 なぜ了解をもらわないと、既に知り得ている数値を県が公表することができないのですか。先日、新聞にも全部出ていたではないですか。病院と協議されたのですね。新聞で出ていた数値は、行政経営・ファシリティマネジメント課がマスコミにプレスされたニュースですよ。所有者と協議をされたのですね。されたか、されてないか、ちゃんと言ってください。

○西野病院マネジメント課長 先日の検討チーム会議の資料の記載につきましては、事前に両法人と協議をしております。

○川田委員 では、そこで同意をもらっているわけではないですか。出していいというこ



とでしょう、既に開示されているわけでしょう。何の問題があるのですか。公表するのに一々、病院に聞きに行って、既に公表されているものをもう1回出していいですかと協議するのですか。言ってることがおかしいです。

○粒谷委員長 梶川委員、発言どうぞ。

○梶川委員 議事進行。今の答弁で、検討すると言っているのだから、それを出しますまで言わせなくてもいいのではないですか。

○川田委員 いいですよ、私も議事進行。検討すると言っても、1カ月前から何の連絡もないからではないですか。これだけの問題になっていて、重要なところだと思いますよ。検討するからそれでいい、それでもう黙っておくと言ったら、全部それで終わってしまうわけです。何も進まない。これは各々の考え方の違いだと思いますので、それをごたごた言われる筋合いはないと思います。

西野病院マネジメント課長、至急また連絡ください。県として全部やってください。

病院の件も検討チームの検討事項として対象施設に入っているのですね。これは総務警察委員会でもた聞けますよね。西野病院マネジメント課長は出てこられていないけれど、関係あるのだったら出席要請をかけたらいいか。

また考えますけれど、それでよろしくお願いします。

次、教育委員会にお聞きします。

まず、多くの学校の耐震問題が発覚いたしまして、その後、とられる措置を県教育委員会で決められたと。一般質問でもお聞きしましたが、I s 値が0.3以上のものに対策をとっていくとの答弁もありました。教育委員会で検討をしている部分もあるのだとお聞きしました。その状況を教えていただけますか。

○中西学校支援課長 I s 値0.3から0.7までの建物についての対応です。さきの答弁でも申し上げましたように、校舎の安全について再検討して安全対策に万全を期すという事です。

具体的な中身としては、まず、建物につきましては、カリキュラムと学校内の工夫等により、できる限り使用を回避するということがあります。カリキュラム等の関係から使用回避がなかなか難しいもの等につきましては、柱の応急補強等を実施して使用させていただきます。もう1点は、避難経路を再度確認等するという事です。

これらの対応ですけれども、具体的には、奈良高校には教室管理棟、これは本館ですけれども、ここがI s 値0.32ということで、0.3はありますけれども、0.7未満とい

う建物です。この建物につきましては、奈良高校の場合、0.3未満のところは仮設校舎で対応するというので使用停止を4月から図ることになってはいますが、仮設校舎の工事の進捗に応じて、できるところから本館に入っている普通教室を先行移動させたいと考えています。それから、柱の応急補強等もあわせて実施したいと思います。2階から3階の変形能力が弱く、ぽきっと折れてしまいやすい極脆性の柱にスリットを施して変形能力を高めます。それから、1階から3階の階段室の壁の補強をして強度を高めたいと考えています。

生駒高校の屋内運動場がI s値0.35ということで耐震性が図れていない。ここについても体育館ですので、使用停止とさせていただきたいと考えています。

郡山高校の教室棟ですけれども、ここの特別教室棟はI s値が0.32です。別の建物に教室を確保して、そこに移転して使用停止にしたいと考えています。

山辺高校の教室管理棟、職員室、それから医務室等が入っているところですが、ここについては、トイレ等の確保がなかなかできませんので、プレハブの対応をさせていただきたいと考えておまして、そこへ移動させて使用停止に持っていきたいと考えています。

磯城野高校はI s値が0.35という特別教室がございます。理科室、職員室等をほかの教室で対応することによって使用停止をしたいと考えています。

大宇陀高校は教室棟でI s値が0.30という教室がございます。1階に上からの重みに弱い柱がありますので、鉄鋼支柱等で応急補強をして、1～3階の極脆性の柱にスリットを施して変形能力を高めたいと考えています。大宇陀高校にはI s値0.38の格技場がございますけれども、こちらについては学校の運用で使用を停止させていただきたいと考えています。

王寺工業高校の教室棟ですけれども、I s値0.54という教室もあり、屋上に塔屋がございます。これが安全性に欠けるということで、こちらも立入禁止にしたいと考えています。それから1階から3階に連続する、せん断性の柱を補強します。1階の極脆性の柱にスリットを施して変形能力を高めたいと考えています。王寺工業高校にはI s値が0.58の屋内運動場がございます。こちらの2階の柱が弱いことがわかっていますので、水平ブレース等で応急補強をしたいと考えています。

高田高校は、I s値が0.37の教室棟がございます。こちら屋上も危ないということで立入禁止にします。1階に極脆性の柱がありますので、スリットを先行実施します。

先行実施と申しますのは、高田高校は、もともと補強させていただく学校でありましたので、ここを先行実施して、屋上にありますパラペット、これも手すり壁なのですけれども、これを撤去して重力を軽減したいと考えています。

奈良高校のうち1年生、2年生が一時的に使用する郡山高校の城内学舎です。こちらには、I s 値が0.7未満の教室棟が3棟ございます。そのうち、教室管理棟でI s 値が0.34という建物がございます。この最小値0.34が含まれます北側ゾーンの特別教室ですが、ここは使用しないことで予定しています。南側ゾーンは、0.58というI s 値ですけれども、下の階に壁抜けがありまして、負荷がかかっておりますので、1階の柱を包帯補強等により応急補強をしたいと考えています。もう一つ、教室棟でI s 値が0.56という教室がございます。倒壊のおそれがある1階のコンクリートブロックの壁がありますけれども、これを鉄骨により応急補強したい。それからもう一つ、教室棟でI s 値が0.61、これも0.6という国交省の基準は達しておりますけど、文部科学省の基準は満たしていません。ここについては、先ほどもありましたが、倒壊の可能性のある塔屋が屋上にありますので、屋上は立入禁止にします。屋上の受水槽は重たいので、水量を減らして重力を軽減させます。運用面では、そういうことを行いたいということです。

3点目として、避難経路の対策もさせていただくということで、専門家の意見もお聞きしながら、避難経路について再度見直しをしているところです。

I s 値が0.3から0.7の建物の対応については、以上です。これらにつきましては、補強等の工事が必要といったところ、ここは早急に着手をしたいということで設計等の着手をします。予算的には予備費を使って今年度の予算で執行させていただきたいと考えています。以上です。

○川田委員 ありがとうございます。

これに関しては今もメモしたのですけれども、何か資料をいただきたいと思います。

避難経路の件は置いておきたいのですけれども、I s 値が0.3以上のものも今聞く限りは使用停止もされて、大分前進してきているのかなと思います。ただ、奈良高校の問題でI s 値が0.32の本校舎、前から私が委員会ではなぜ補強しないのですかと言っていますが、その対応はどうなっているのですか。

○中西学校支援課長 奈良高校の本館南棟の対応です。本来であれば、その部分の仮設を適用して、I s 値が0.3未満のところと同じように避難をすればいいわけですけれども、今、I s 値が0.3未満の仮設を建てるのに西側の運動場、それから東側の運動場を一部

使って、6棟を建てないとおさまらない状況になっています。西側に4棟と、それから東側に2棟です。さらに体育館の仮設も設置したいということです。これ以上仮設をつくっていきますと、運動場自体が使えなくなり、体育の授業に影響するので、やむを得ず、本館南棟は補強をしながら使用したいと考えています。ただ、先ほど申し上げましたように、生徒が常時使う機会の多い普通教室については、入れないでおこうと対応を進めているところです。以上です。

○川田委員 整理させていただきたいのですが、東側の運動場に、先日発注が終わったとお聞きした、本校舎の中の普通教室の4クラス分が入る分のプレハブを建てて、そこに移ると。奈良高校の場合、単位制でやられているではないですか。だから、特別教室を使う頻度が非常に高いですね。それを使うところが本校舎しかないわけですから、本校舎を全部使わなくした場合、今の答弁だと、運動場が仮設だらけになってしまい、運動場がとれない。簡単に整理したらそういう意味かなと、お聞きしたのです。Is値が0.32の校舎に関しては、設計図も前から言っているようにあるわけだから、ここを補強すればいけるのではないですか。1カ月とか2カ月の話ではないでしょう。何回も同じことをやっているのに、一回言ったら意味が通じると思うのですけれど、いかがですか。税金を使ってつくった補強工事の実施設計書があるわけですから、やってくださいよ。

○中西学校支援課長 本館の補強工事ですけれども、これは簡単にできるものではありません。まず奈良高校の本館については、最終的に全体の耐震化の話になりますけれども、適正化計画の中にも平城高校に移転をするということで、これらの建物も使われなくなります。それについては時間もかかりますし、その間の生徒への負担を考えますと、今すぐ、できるだけ早く、そして短時間でできるような工事をして、幾分かでも耐震性を高めて使用したいと考えています。以上です。

○川田委員 それは県教育委員会事務局か、教育長が考えられたのか、誰が考えたか知らないのですが、学校側からの意見を聞いていたら違うでしょう。保護者の意見ももちろん違う。やはり何を望んでおられるかといったら、やっぱり安全・安心ではないですか。

きょうの毎日新聞に出ていましたよね。記者会見に同席した吉田育弘県教育長は適正化と耐震化についてしっかりと説明できていなかったと。県民は、どちらかというとな耐震化、子どもたちの命、安全・安心への思いが非常に強いことを十分に理解した。この予算を踏まえてしっかりと説明責任を果たしていくと、こう記事に載っているのです。教育長に聞きたいのですが、これは今すごいですよ。連絡もすごいし、いまだにいろいろなご相

談を受けたりしています。耐震化、子どもたちの命、安全・安心の思いが非常に強いことが十分理解できたと記事には書かれていますけれど、今までは理解されていなかったという意味ですか。

○吉田教育長 今までも理解をしておりました。私が教育長に就任したとき、平成26年でした。平成26年から平成29年度までは耐震の集中期間、これは平成25年度から平成29年度まで集中期間でありましたけれども、私はその耐震補強をするということを受け継いだわけでありましてけれども、今、反省するのは平成26年度に教育長として就任したとき、耐震の集中期間の4年間に、どういう耐震化をする方向性であったかをきちっと伝え切れていなかったことです。やはりそのときに伝えて、しっかり県民の皆様の安全・安心に関する意識に対して応える必要があったのではないかという意味で、十分理解できていなかったということはここで言わせていただきます。

奈良高校全体をどのようにするかということは、I s 値が0.3未満でコンクリート強度が低いところは使用停止にしました。

中西学校支援課長が申しあげましたようにI s 値が0.3以上で0.7未満のところは、できる限りの対応をとろうということで、そのできる限りの対応の中には、川田委員がおっしゃるように全て仮設を建てて、耐震補強を後で完成させる。そうしたら、本館北館の建てかえなければならぬ校舎はどうするのかと。耐震に関して全体としてどうするのかということは、適正化の中で平城校舎に移っていただくということで、平成31、32、33年度で耐震を完成させます。

I s 値が0.3から0.7までの建物の安全の確保については、中西学校支援課長が申しあげましたように、例えば、現在ホームルーム教室が本館北館にありますけれども、それはできる限り早く仮設校舎へ移していこう。家庭科や理科の特別教室がありますけれども、そういった特別教室に関しても、教室でできるもの、特別教室でしかできないものについて、安全・安心の確保という観点から教育課程の中で見直しを図りながら、できる限り対応してまいりたいとご理解いただきたいと思います。

○川田委員 教育長、同じようなご答弁を何回もいただいているのですが、もうかみ合わないのですが。もっと早くからなぜやっていなかったのかという話でしょう。やっていたら済んだ話でしょう。耐震診断がわかった時点で、先ほど病院とか云々言っていたけれど、コンクリート強度も平成22年度にはわかっていたわけです。耐震診断を平成19年にやっているわけでしょう。だから、その言い方が皆さんが反発されている一番大

きな原因だと思います。

ご自身の考え方が、お仕事だからそういう事務を執行していかなければいけない、あれもやらなければいけないということがあるだろうけれども、あまりにも民意を聞かなさ過ぎるのではないですか。何も聞かないではないですか。もう私たちが決めたのだから、こうだ、それに従えと、そういう連絡をいっぱいいただくわけです。保護者の声を聞いたらいいではないですか。奈良高校の説明会であっても、教育長は行かれていなかったから、録画か何か見られたのですか、録音テープで聞かれたのですか。皆さん、真剣にいろいろなことをおっしゃっていましたよ。だから、民意を聞くべきです。皆さん納税者ですから。こう決めた、ああ決めた、いいのだではよろしくないと思います。公序良俗に反すると思います。

いつもの話になってしまうので、もとに戻しますが、本校舎のメンテナンスの状況、ここ10年間ぐらいでは、平成19年にたしか耐震診断をやっているのです。平成22年にコンクリート強度がわかりました。そのあたり以降、本校舎に対してのメンテナンスの状況を教えていただけますか。

**○中西学校支援課長** ここ10年のメンテナンスということだと、大規模な改修等は行っておりません。この耐震診断以前には、大規模な改修等をして、壁、屋上の防水工事をしていました。それ以降、維持修繕の範囲での改修は毎年やってございまして、直近でいいますと、平成27年には本館1階の教室、生物実験室ですけれども、コンクリートブロック壁を木質の壁に改修することをやっております。比較的これは大規模かとは思いますが、そういうことを一つやっています。

それから昨年末ですけれども、本館3階の教室の壁にひびとといいますか、そのような状況が出てきていましたので、壁の補修を実施したという状況です。以上です。

**○川田委員** 簡単にまとめたら、ほとんどやっていないということですよ。今、中西学校支援課長にご説明いただいた部分はありますけれど、本当にやっていない。以前の大規模改修は、平成7年のことですよ。だから、今から23年前の話、もうそれは論外なのでいいのですけれど。結局何が聞きたかったかという、いつも言っていますけれど、今、私たちも猛勉強して、研究して、計算もしているのですけれど、コンクリート強度不足が発覚してからは結局、何もやっていないのですよ。中の内装とかは別にして、コンクリート強度がそれ以上悪くならないような措置は一切やられていないのです。ということは当然、劣化もしている。専門家にもう一度いろいろ詳しく聞いてきたのですが、今の耐震診

断、平成19年のときのI s値が結局、大体目視でやっておられるではないですか。見た目にひびが入っているか、入っていないかという項目もありますから、そこに当てはまらなかったら、そんな指数で減点が出ないかもしれないですけども、劣化していつているという事実はあるわけではないですか。建ててから、50年たっている建物も、建てて10年の建物も同じくゼロからスタートするということはありませんということですか。だから、日本住宅センターの計算のやり方自体にも問題があるのではないですか。

皆さんが心配されているのは、I s値も低下しているのではないかということ。I s値が0.32だったらいいけれども、0.3以下だったらだめなのかということで、今回は教育長が対処されたわけですね。その基準の違いはないということです。同じ高校に通わされているお母さんの話の例を挙げましたら、毎日毎日子どもを見送っていて、ずっと学校の安全性の不安を思うし、これが3年間続くのかなと。学校は子どもたちがそこで安心して生活できる環境保障を法律でも義務づけられているではないですか。教育の環境を保障しなさいとなっています。だけれど、現在できていないわけです。

だから、何度も言いますが、まずは補強工事をやろうと一応方針決定したから、お金を使って設計したのでしょう。これも、私は国に聞いてきましたけれど、やると決めていないものに実施設計などするわけがないでしょう。財務会計上の問題もあると思うのですが、そういったものもろもろ含めて結局、これをやらなければいけないと思うのですが、それはもうやらないと。部分的な補強というのは先ほども言っていたけれど、法的基準には従わないのです。森本行政経営・ファシリティマネジメント課長にも答弁いただきましたけれども、部分的補強ではやらない。だから、それでやれといえ、前にテレビに出ておられた大学の先生が言っていたように、暑い寒いを我慢するのではなくて、3年間、大地震が来るか来ないかのギャンブルをやっているみたいなものだ、この状態なのです。これは、やはり補強をして、子どもたちの安全を第一にさせていただくのが筋だと思うのです。ここまで大分時間がかかって、いろいろ前進はしましたけれど、なぜそこにこだわるのかという疑問が皆さん尽きないのです。その点いかがですか。

○吉田教育長 補強をするということは、改築もするというごさいだったので、あるいは生徒数が減るから改築をせずに補強をしてクラス数をどうするという、いろいろな考え方はございませうけれども、全体的に奈良高校のクラス数を一定維持しながら、一番早期に耐震を完全に完成させる方法として、空き校舎に移転する対応策をとったわけですか。今はできる限り教室も使わないように、特別教室もできる限り少なく使うような、そうい

う手だてはないかということのをいろいろ工夫して考えているわけですから、仮設校舎の中で今できる限り工夫して安全性の確保をします。それをもとへ戻して、耐震を完成させる。そして、次は改築工事をそこです。規模を今の奈良高校の規模にするのでしたら、改築工事をしなければならない。奈良高校の耐震化が、言い方は悪いですがけれども、後に送られていた理由の一つに、あそこで改築工事ができるのかということがございました。仮設を建てて、運動場をみんな無くして、改築工事をあそこでやるのが果たして可能なのだろうか、騒音に耐えられるのか。コンサルタントは3年、4年の期間がかかるとおっしゃいましたけれども、それは物理的にできるということであって、実際の教育活動を全て維持しながらできるのかということに関しては、非常に我々も疑問を感じております。そういうことで、生徒数が減少する中で3校を2校にすることで校舎が空くわけですから、そこに移っていただくということが最良の策だと思っております。

○川田委員 もう今まで何回も同じ話を聞いているのですけれど、現実としてその補強をやっていない。今後、部分的な補強は、中西学校支援課長がやるとおっしゃっていたので、お聞きしますけれど、その部分的補強をすればI s値は幾つになるのですか。

○中西学校支援課長 部分的な応急補強に関しましては、効果はあるだろうけども、数値までは出てこないということで計算をしていません。ただ、問題の弱いところを応急補強をさせていただく、それによって耐震性能を少しでも上げたいというのが現状です。以上です。

○川田委員 いやいや、思いはいいのです。皆さんが知りたいのは、どれだけ安全性のある建物になるかということです。それが安全であれば、何も問題がないわけですから。今聞いてちょっと驚いたのですけれど、I s値0.7以上に持っていくのだったらわかりますよ。泉大津でも0.7以上に持っていったではないですか。だけれど、法的基準に合っていないから、結局、閉鎖されたわけでしょう。だから、補強をやれば幾つのI s値になるのですかと聞いているのです。これは県教育委員会に説明責任があるでしょう。公の場で皆さんに補強を部分的にやるのですよと、ずらずら前に並ばれて説明されていたではないですか。ただの倉庫とかでしたらいいかもしれないですけど、現に使用者がいるわけですから。ここは重要なポイントです。今の段階で聞いても数字が出てくるわけがありませんので、数字は出していないということによろしいですね。

○中西学校支援課長 出してございません。

○川田委員 もう1点聞きたいと思います。以前にもお聞きした内容の繰り返しだったの



ですが、先ほど教育長が、当時は現地でとても建てかえられる状態ではなかったとおっしゃいましたが、具体的な建てられなかった理由は、行政文書開示請求をさせてもらっているのです。だから、多分、教育委員会にある資料と私の家にある資料はほとんど同じものです。それから見ると、打ち合わせ記録とかそういったものもありますけれど、行政文書にできない理由を書いていないではないですか。後で、口頭であるときはこうだったと言われても、開示文書の中に懸念材料が書いてあったけれども、そういった具体的な理由は書いてない。だから、教育長は、当時はもう建てかえられないと言われるが、学校から県教育委員会に対して、逆に建てかえてくれという意見も正式に出ているではないですか。学校から申し出た書類に開示請求をかけたら、学校保健安全法第28条の規定に基づく学校の要望書がごろごろ出てきたではないですか。あれは、法的行為でしょう。なぜ法的行為が下回るのですか。その法的根拠を教えてください。

○吉田教育長 まず耐震化は特別支援学校を優先いたしました。これは予算の関係とそのI s値の関係ではなく、やはり特別支援学校は耐震化を優先すべきであるという判断です。それで平成20何年まで来ているわけですから、平成20何年まで特別支援学校、それから高等学校全てを同時にということは、予算も含めてできなかったわけですから、一定おくれてきているわけです。おくれた中で次はいよいよ高等学校の耐震をどのようにするかというときに、既に生徒減少が起こっているわけですから、全て生徒減少を考えることによって対応していこうという方針であるわけです。だから、建てかえることは困難であるということも入っていますけれども、王寺工業高校1棟、それから大宇陀高校、これらは全て改築がある校舎でございます。この改築がある校舎をどのように改築していくかということは……。

○川田委員 委員長、議事進行。

○粒谷委員長 答弁を聞いてください。

○川田委員 いやいや、聞いていて、全然違うことをおっしゃっているのです、議事進行いいですか。

○粒谷委員長 それなら、川田委員どうぞ。

○川田委員 いや、だから当時、奈良高校について、現地建てかえをされるのは、非常に難しいという答弁があったので、その具体的なことを教えてくださいと聞いているのです。

○吉田教育長 具体的な理由はコンサルタントに聞くまではございません。具体的な、法的な理由はございません。6年かかれば、建てかえられるかわかりません。ですから、建

てかえが困難であるという法的理由を問われましても、それはございませんとしか言いようがありません。

○川田委員 では、理由はなかったということですね。前回の委員会もそうですし、前々回の委員会もそうですけれど、私が言っているのは、コンサルタントが建てかえできると言っているのに、教育長が、あの当時は建てられない、そういう状況だったと何回も言われているので、今もう一度改めてその具体的な理由をお聞きしたら、ないということですよ。

○吉田教育長 建てられなかったという法的根拠をもって申し上げたわけではございません。

○川田委員 では、理由はなかったということですね。わかりました。

もう1点、県教育委員会の意思決定の整合性を問いたいのですが、城内高校のI s値0.34、今は使わないというご答弁をいただきましたけど、でも、奈良高校の生徒さんが使われる奈良高校の本館南棟のI s値は0.32です。私たちの計算では0.298か何かになっているわけですよ。それも一次診断よりもまだもっとも高い数字の、余裕のある数字で計算してその数字です。第一次診断の数値を使ったら、もっと悪くなります。片や0.34の建物を使わず、なぜ0.32の建物は使うのか、整合性がとれていないではないですか。その点はいかがですか。

○中西学校支援課長 数値の大きい小さいというよりも、I s値が0.3から0.7の校舎について、どう対応するか検討させていただいたわけですよ。城内学舎につきましては、そこを使わなくても、ほかで回れるということでしたので、そのようにさせていただきました。奈良高校の本館については、そこを使わずには回れないということがありますので、補強して対応させていただきたいということです。

○川田委員 だから、整合性がとれないのではないかと聞いているのですよ。今のだったら、ほかに例えばプレハブをもう建てるところがない、これもできない。だから、仕方なく使うという答弁になると思うのです。それでよろしいのですか。

○中西学校支援課長 方針としましては、できるだけ使用を回避するというのは、先ほど申し上げました。できるだけ使用を回避しますが、回避できないところについては、補強等で対応させていただきたいということです。

○川田委員 今ほかに方法がないから使うのだという、答弁をされたではないですか。だから、それを確認しているのです。

○中西学校支援課長 ほかに対応する方法がないので、そうさせていただくということです。

○川田委員 だったら、ほかのとられた措置とここだけは違うという解釈になってくると思うのです。

もう1点聞きますけれど、今度、仮設で建てられるという体育館は今まで使用されていた体育館の約半分ぐらいの大きさですか。その点だけ教えていただけますか。

○中西学校支援課長 おおよそ半分ぐらいの大きさになります。設置場所を考慮して、そういった形になっています。以上です。

○川田委員 天候のことですから、何月何日になるかわからないのですが、雨の降る日もあれば、雪の降る日もあるわけではないですか、運動場を使えない日もあるわけですか。奈良高校で十分に体育の授業ができるのかというところに、大きな疑問の声があるわけですか。天井も低いらしいですからバスケットボールもできないと。そこを説明いただきたい。

○中西学校支援課長 仮設の体育館でございます。高さ自体は現在の体育館よりも若干高いです。ドーム型でございますので、高いところは高いということで、端になるとやはり低くなってきます。端が低いものですからその関係で、例えばバスケットボールですが、これはコートが広うございます。幅が広うございますので、端っこまで行きますと、高さが3メートル余りしかないという状況になってくるということです。ただ、真ん中については現在の体育館よりも若干ですけれども、高いものです。

見てみますと、バレーボールはほぼ可能です。バドミントンにつきましては、上のほうの角のところは少し欠けるかなと、下がっている部分で少し欠けるかなということです。先ほど言いましたように、バスケットボールは、コートが広うございますので、若干支障が出てくる場所です。

面積が半分程度というところで授業ができるのかという点でございますけれども、基本的にはグラウンド、それから格技場等で授業をしていただいて、雨が降った際にはそこを利用していただけるような、授業に対しては、そういった対応をとっていただきたいと考えています。以上です。

○川田委員 今の説明はわかったのですが、昨年12月28日に安井校長先生から教育長宛てに要望書の提出がなされています。奈良高校のホームページにもこれが上がっているのですが、この中で、移転までの3年以上、屋内運動場なしに代替施設の確保に委ねることは本校教育に大きな支障となり、生徒への心理的影響も大きなものがあります

と、こう明文で書いてあるわけです。私は学校にも聞きに行ってきたのです。先生、本音の話はどうなのですかと聞いたら、今度、東側の校舎にもプレハブを建てて、これは整合性がいろいろあってパズルみたいになっているのですけれど、結局そっちにまた4クラス行くから、ハンドボール部も使えなくなってしまうと。グラウンドがぐっと狭くなってしまって、おまけに体育館もそんな狭いものではないですか。だから、これから雨が降ったり、いろいろな授業もあるし、学校としては、近隣の学校に体育館使用させてほしいとか、いろいろお願いはしているけれども、休憩時間10分で移動は無理だと。だから、これも切実なお願いなのです。

教育長のお金ではないですよ、県民のお金です。実施設計に1,000万円近くかかったのですか。きょう傍聴に来ておられる方は知っているか、知らないかわからないですけど、奈良高校体育館は、もう設計会社に渡したら工事をしてもらえるような設計書もでき上がっているのです。平成23年度にできているのです。やってあげてください。

聞くとところによると、これはリースではないのですね。何か買われるのですか。今ドーム型とおっしゃっていたものが2億円か。リースだったら、何千万円単位だと前に聞いていたのですけれど、これに2億円かける金があるのだったら、補強をやってください。そうでないと、3年間、子どもたちが、ずっとあの狭い中でやるのですか。学校教育方針を決めている中においても、8クラスを減らして、7学級制度にしたり、6学級制度にしたらいではないですか。全国では4クラスから6クラスが平均ですよ。それぐらいの規模だったら公立高校をこれ以上減らす必要がないのではと言ったら、いや、学級数が多くあったら、クラブができると。やはりそういうものに力を入れていかなければいけない。ところが、ふたを開けたら、奈良高校ではクラブにも思いっきり支障が出ているではないですか。言っていることが整合していないのです。せめて本校舎と体育館を使えるようにしてあげてください。今すぐ、はい、そうですかという返事はできないかもしれないですけど、やってあげてください。3年間、長いですよ。

今後、3月10何日に入学試験があります。新しい子どもたちがまた学びに入ってくるわけではないですか。そこからまた3年間でしょう。やってあげてください。知事も予算はつけますとテレビでおっしゃっていましたが、だから、ぜひ学校からの切実なお願いだし、職員会議でもこのことに関してはなぜだということで、かなり意見があったらしいです。現場の先生、大変ですよ。子どもたちも心配ですし、一生懸命やってあげないといけません。ほんのわずかなお金なのだから、やってあげてください。なぜ体育館を補強しないのです

か。

○吉田教育長 急に1月に使用停止という話を現場の先生方は聞いたということも、確かに私も学校から聞いております。ただ、そこに至るまでの背景も教育委員会にはいろいろございました。I s値0.05はすぐに使用停止にすべきだという意見もいただいております。そういった中で判断したことです。使用停止したのに対してどのようにするのは、仮設で対応しようというのが方針です。使用停止したものを全てもとどおり復元するという方針ではございません。使用停止したものは仮設で対応する。I s値が0.3から0.7のものはできる限りの安全性を確保し、そして子どもたちの教育環境も守れるようにします。だから、仮設の体育館を建てますけれども、学年集会というものはきちっとできるように、パイプ椅子の準備など、いろいろな配慮も考えております。

ただ、3学年が入らないということは、生徒に対して申しわけない気持ちがありますけれども、部活動の指導をどのようにするのかについては、私もある特別支援学校の体育館があいているという確認もしておりますし、それから富雄のほうの学校でしたら、体育館はフルにあいているという確認もさせていただいております。奈良市の教育委員会にもお願いに行かせていただきました。教育活動に支障のないよう最善をつくしてまいりたいと思います。

○川田委員 いや、もうそんな論理は意味がわかりません。だって、入学するとき、今の学校を使っているとなっていたわけですから。急に隕石が落ちてきたわけではないではないですか。平成19年からわかっていた問題をただ放置していただけた話でしょう。それをいろいろな理由をつけて、ああだ、こうだと後づけで言われますけれど。現にその体育館でも、奈良市の指定解除は動きましたよ。こんな危険なところ、指定避難所に指定していいのかと。奈良市は、すぐ解除されましたね。行政手続法による処分等の求めも我々が提出しましたよ。行政指導も出たではないですか。理屈を言っていたらいつまでも続きますけれど、法的にやらないと。体育館は、どうのこうのと申しますが、平成27年のときに、工事の設計図があつたら、もう来年に予算がつくとなっていたのにとめられたのは、教育長ではないですか。工事をとめていなかったら、こんな混乱になっていなかったでしょう。こんなに大きな、皆さんにご迷惑かけるような問題になっていなかったではないですか。今どれだけ迷惑がかかっているのですか、あっち行け、こっち行けと。今、富雄の体育館があいていると言っていましたけれど、なぜ奈良高校の生徒が、そんなにうろろしないといけないのですか。それだったら、募集をとめたらいいではないです

か。条例を設置している以上、ちゃんとした環境を保障するのは、義務ではないですか。なぜ県教育委員会の一部の考え方だけでみんなが振り回されないといけないのですか。だから、民意を聞いてくださいと言っているわけです。

○吉田教育長 正直言いまして、募集をとめる考えはございませんでした。それが民意であるならば、そういった考え方もあると認識させていただきたいと思います。生徒が減ったときに、川田委員は、先ほど4クラスであっても学校を運営すればいいではないかと。しかし、4クラスの学校で教員が全ての校務分掌、部活動を維持することが本当にできるのでしょうか。我々は、6クラスの学校が3校と9クラスの学校が2校では、9クラスの学校2校のほうが当然、合理的にいろいろな教育活動が運営されると考えています。平成16年から生徒数が減っているのですから、その形で再編がされる方針です。そこはご理解いただければと。

○川田委員 今言われたので、ちょっと一言だけ言わせてください。

○粒谷委員長 ちょっとこの委員会の所管とは関係ないですね。ですから、もうそれ以外の質問にしてください。今の、教育長の話は、所管外の答弁なのです。

○川田委員 いや、関連してますから、ちょっと待ってください。

○粒谷委員長 所管内にしてください。

○川田委員 今言いましたけれど、全国の平均は4クラスか6クラスです。総務警察委員会でも聞きましたら、なぜそれが活力のない学校になるのだといたら、そういうことはございませんと。それならほかの全国のところは全部、活力がないのですかと聞いたら、いや、そんなことはございませんとということだから、考え方はいろいろあるでしょうけれど、一部の人間で決めずに、みんなの意見を聞いてやってくれたらいいのではないですか。現にほかの46都道府県は、全部そうならパブリックコメントでいろいろな意見を聞いて、それから何年間か協議をしてから実際に実行へ移しているというのに、奈良県の場合はパブリックコメントもとらずに、いきなり計画を提出してきた。そして1カ月で決定しました。臨時教育委員会も、たった3回開いた……。

○粒谷委員長 川田委員とめてください。今の話は所管外になります。

○川田委員 この続きがあるので……。

○粒谷委員長 所管外の発言をやめてください。所管内のことをしてください。

○川田委員 はい。だから、そういったことを踏まえたら、今委員長の注意を受けたので、これ以上入りませんが、それから考えたら、この耐震問題は、一部の人間の考え方が

大きく影響を与えてしまっていると。それで、教育長は、もともとおっしゃっていたのが学校の再編計画は計画、これは所管外なのでもう入りませんが、耐震の問題については別の問題ですと言っていて、そして最終的にたまたま結論が一緒だった。それが何がいけないのか、私は全然意味がわからないとおっしゃっていますよね。私は、テレビの録画も100回ぐらい見ているのですけれど、それから整合性の確認をしていったら、奈良高校のクラブ活動とか、皆さんが心配されている内容をやらない理由はないではないですか。もうやることになっていたのにとめたのですから。それも、とめることを教育委員会に諮っていないではないですか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反しているでしょう。勝手に越権行為でとめられたのでしょうか。だから、体育館も私の一人の意見でこうしてくださいと言ったら、ああ、わかりました、それはないと思いますけれど、一部の意見で決めるのではなくて、もう一度、奈良高校の保護者の皆さんの意見を聞いてやってくださいよ。教育行政というのはそういうものでしょう。これは体育館の補強がとまったところがもともとスタートなのですから。前に意見も聞くとおっしゃっていましたが、それは意見を聞いてください。聞くだけだったら誰でも聞けるけれど、無視するのなら意味がないから、聞いてやってくださいよ。

先日、大阪でも地下鉄の件で、大阪市に2万人が署名を出しておられましたよ。そうしたら大阪市はどんな対応をとられたのですか。一昨日くらいに、皆さんにアンケートをとって、民意をもって今後決定していきますと、その日に発表していたではないですか。民意をもってやってくださいよ、一部の承認で決めるのではなくて。それはいかがですか。

○吉田教育長 体育館の耐震をするということは、私自身の認識では、教育委員会で決定されたということをごさいます。したがって、体育館の実際の工事に入るということをどのように検討するのかは、私が判断させていただきました。ただ、川田委員がおっしゃるようないろいろな声は聞くべきだ、それは当然同感でございます。十分認識しております。

○川田委員 わかりました。では、すぐさま大阪市のようアンケートをとってやってください。体育館の苦情は校長先生も半泣きの顔でおっしゃっていましたよ、先生方も心配ですよ。保護者もいっぱいおりますし、今LINEグループとかもできていらっしゃるらしい、何百人単位で、すぐ連絡も行きますから。だから教育長、アンケートをとってください。民意をもってやっていただきますようお願いを申し上げます。

教育委員会に関しては、あと聞くことはもう1点だけ。

○粒谷委員長 できるだけ簡潔にしてください。ほかの委員さんの発言もありますので。

○川田委員 ありますか。

○粒谷委員長 はい、あるのです。

○川田委員 わかりました。もう1点だけ、今度は耐震診断を、ちょっと待ってください。委員会は午後12時までできるのではないのですか。

○粒谷委員長 わかっていますよ。別に何も午後5時と決めていません。

○川田委員 いつもそんなこと言われるではないですか。ほかの委員会もそうです。なぜなのですかね。

○粒谷委員長 午後5時とは決めてませんよ。

○川田委員 なぜ私が審議していたら、さっきも議事進行って。議事進行も、こっちが違法ならわかりますけど、私、違法はしていません。

○粒谷委員長 だから私は全然とめていませんよ。

○川田委員 内容についてどうのこうのと言われることが、意味がわからないのです。

耐震診断ですね。簡潔で結構です。中西学校支援課長でも結構ですが、耐震診断は平成19年にやったではないですか。それから、さっきもメンテナンスの状況を聞いていて、その中において何もやっていなかったということもわかった。本校舎の劣化、これはかなりひどいと思うのです。だから、こちらが指定する業者に診断してもらってもいいのですけれどね。それから考えたら、なぜ今回、これだけの社会問題にもなっているにもかかわらず、なぜ耐震診断をもう一度しないのか、そこをお答えいただけますか。

○中西学校支援課長 耐震診断については、過去の耐震診断で耐震改修するかどうかを判断してもよいということを伺っていますので、そのようにさせていただいております。それと、平成19年度の耐震診断の結果をもって、まずI s値0.3未満のところは先ほど言ったようにする。それから0.3以上0.7未満のところもできる限りの対応をするという方針であります。その0.3を境にやり方を変えることは、基本的にはもう考えてございません。そのようにさせていただきたいと思います。以上です。

○川田委員 いやいや、聞いていることとちょっと違って、なぜ耐震診断をされないのですかと聞いているのですよ、その理由を簡潔に。

○中西学校支援課長 平成19年度の耐震診断でもって、耐震性がI s値0.7を確保できていないことが明確であるので、改めてしないということです。以上です。

○川田委員 いや、だから、平成19年度の数字を使っていいというのは、補助金申請の



ことだとの間おっしゃっていたのではないですか。言われてから私もホームページを見ました。けれど、補強工事をやる場合は、現時点が1としたら4にも5にもよくなるわけではないですか。だから、その行為に対しては補助金はオーケーですよということですが、今回はその数字を使ってやりませんという話でしょう。意味が全然違うので、数字的に大丈夫かどうかわからないわけだから、耐震診断をなぜ行われぬのですか、それはお金がかかるから、もったいないからなのか。何かやらないと、やっぱり調べないとわからないではないですか、特殊なケースですから、何でも全部やれと言っているのではないですよ。なぜやらないのですかと、その点だけお答えいただけますか。

○中西学校支援課長 川田委員がおっしゃるように補助金申請の関係の話ではございます。ただ、法律上も一旦0.7と診断したものを改めて経年で調べるということはやらないということです。以上です。

○吉田教育長 過去にやるべきだったと考えます。やはり10年も経過している中で、その時にやるべきであったと思います。ただ、こういった世論の中で、今、使用停止と言っているわけです。ですから、Is値0.3以上に関してもできる限り使わないという方向で全て検討しながら、使うところも最小限に使うような努力をしているという中で、これからもう一度、果たして耐震診断をする必要があるのかということに関しては、私は手を打つことに力を入れるべきだと判断しております。

○川田委員 だから、今、特殊な状況というのは、教育長が今おっしゃっていたように、ストップさせたり、使わないようにしたりと、いろいろやっている。だけれど、奈良高校の本校舎を使うと言っているから、そこだけでも調べてくださいよということです。使用停止の発表をしているところまでやる必要はないと思います。だけれど、本校舎は使うと言っている。だから、皆さんも心配される。ちゃんとした数字をもって使用したらいいのではないかということでしょう。その意味を申し上げていたのです。小さな問題ですけれど、ぜひともお願いをして質疑を終わります。

○粒谷委員長 ほかにございませんか。

○梶川委員 簡単にちょっと意見だけ言わせていただきたいのですが、我々のこの委員会も、委員長報告を整理しないといけぬ時期になりました。素案を見てみましたら、例の大和川流域の100万トンの水がめの貯留池の件に触れておられます。斑鳩町目安地区、安堵町は窪田地区、川西町保田・唐院地区と3つに分けてやるようです。各地区にはそれぞれの理由があると思うのですが、斑鳩町目安地区は法隆寺インター近くの大和川の右岸

側の地区ですけれども、ここには182基の墓地がある。その墓地が計画では浸ってしまうという状況になって、この墓地は、考えてみますと、明治時代に法隆寺の裏山から法隆寺インターの近くの村に墓地を持ち帰り、昭和の初期には水害があって、そこからさらに今のところへ持ってこられた。今度で3回目の墓地の移転になる。墓地の移転を直接やった人がご存命かどうか知らないけれども、おじいさんやお父さんの代の話を聞いて、土葬の時代もあるし、本当に辟易している。賛成していいのか、反対していいのかわからないという事態になっております。いずれにしても、そういうことがあるということを県民なり議会なり、あるいは当局なりに論じていただきたいと。私も、地区の人のそういう思いがあるのかなと思うので、今度の委員長報告の中に特別の配慮をしていただくように、特に意見を申し上げておきたいと思っております。これは本会議場でも私が質問する事項になっているのですが、あえて委員会で申し上げておきたいと思っております。以上です。

**○粒谷委員長** はい、わかりました。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもちまして質問を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の2月27日の本会議終了後に再度開催しますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。それでは、理事者の方はご退席を願います。ご苦労さまでした。

(理事者退席)

ただいまから委員間討議を行います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言を願います。

当委員会は、設置後2年間を経過し、2月定例会最終日の調査報告をもって終了するわけですが、最終日の調査報告に係る調査報告書案及び委員長報告案については、事前に各委員にお送りしております。

まず、お手元に配付しております調査報告書案または委員長報告案について何かご意見がございましたら、発言を願います。

**○川田委員** この防災・県土強靱化対策特別委員会においては、今回は特に委員長のご配慮をいただきながら、かなり耐震性の問題についても大きく前進できたと思っております。きょうも、全体的な問題ということで資料も提出いただきましたので、その進捗状況等をぜひとも委員長報告の中に入れていただきたいと切にお願いをしたいと思います。

○粒谷委員長 はい、検討いたします。ほかにございませんか。

○梶川委員 先ほど言ったようなことを、報告書の中に入れてもらえないか。

○粒谷委員長 どうでしょうね。いわゆる各論をあまり入れていくと、それぞれの地域の議論になってきますので、ある程度総論だけにしておかないと。各地域のそれぞれのものが出てきますので、できたら総論の中でおさめていただければありがたいと思いますが、ご納得いただけませんか。

○梶川委員 はい。

○粒谷委員長 では、申しわけありませんけれど、ご理解いただきたいと思います。

それでは、その他、若干の文言整理については、正副委員長にご一任いただきまして、調査報告書案及び委員長報告案については、当委員会の調査報告といたします。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そういたします。これで本日の委員会を終わります。